

九州に於ける裝飾ある古墳

京都帝國大學教授文學博士

濱田耕作

同 助手

島田貞彦

同 教務囑託

梅原末治



肥後筑後兩國に於ける古墳と横穴には彩色及線刻を以て、紋様圖形を現はせるもの鮮からず。之が精確なる調査と徹底せる研究が、我が考古學上最も重要にして、且つ興味ある古墳の年代及日本人種の問題を究明するの一端たると同時に、日本美術史上最古の部分形成するの資料なるは吾人の言を須る。故に吾人嚮に本研究報告第一冊に於いて、其内肥後國に於ける遺跡に就きて、一部分の調査を報告したり。されど當時未だ調査に洩れたるものありしのみならず、其の後幾多新發見の資料は、筑後に於ける遺跡の大多數と共に、吾人をして其の報告を將來に期せしむ所ありき。今や本冊に於いて肥後に於ける裝飾古墳の調査を續刊するを得たるを以て、肥後に於いては、僅に鹿本玉名二郡の遺跡を残すのみとなれり。たゞ筑後は未だ其の大部分を向後の報告に俟たざる可からず。既に之が材料を蒐集せるもの多しと雖も、本冊に於いては、既述肥後六嘉村古墳の紋様に類似せる石棺を有する三井郡上津荒木村二軒茶屋の古墳のみを登載せり。今また肥後國熊本市の附近より、漸次南方諸遺跡に記述を及ぼし、最後に筑後の一遺跡に就きて述ぶる所あらむ。

第一章 肥後國飽託郡西里村釜尾の古墳

(圖版第一乃至第九及口繪)

第一節 古墳の外貌と石室の構造

上熊本驛の北方約一哩鐵路の傍に突出せる丘陵の尖端に、巨大なる樫樹の聳立せる墳壟は旅客の注意を惹く所にして、是れ即ち釜尾古墳に他ならず。⁽¹⁾此の丘陵は鐵道線路上より高さ約二百尺、線路を隔て、富尾の丘陵と相對す。古墳は釜尾村落の東方、大字貢に至る道路を堺とせる天神社境内の東隅に位し、二三百年を経たる「イツチ樫」の巨木其の頂上に立ち、樁其の他の雜樹亦た繁茂せるを見る。

(イ)古墳の外貌 今ま神社境内の平地より約二十尺の不整形なる墳壟をなすも、元と其の圓形古墳なりしことは、石室の位置其の他より之を疑ふの餘地無し。古墳の西端社地に接したる部分は封土を削り去りたる結果、地表脆弱となり、空洞狀に大なる崩壞を致せるが、其の斷層を檢査するに、封土は全く原地表面上に盛り上げたる人爲的のものにして、其の間茶褐色素焼土器の小破片の間々挾在するを見る。故に此の土器は、少くとも古墳築造當時、若しくは其の以前の製作に係るものなるを知ると雖も、不幸にして零碎の破片に過ぎず。たゞ彌生式系統の土器たるを察するのみにして、原形等を髣髴すること能はず。又た埴輪の存在は未だ之を證するの遺物に接せず。

此の古墳は森本一端の「肥後國誌卷之二に

釜尾村 高二百四十六石餘野口村常福寺村等ノ小村アリ

天神社 祭十月十五日

常福寺跡 天台ノ古跡ト云此古跡ノ後ハ山傍畑ノ際ニ窟アリ始テ知ラズ岸崩レテ埋レ居リシヲ明和六年ノ春發見セリ口窄ク内ハ一間半四方計リ切石ノ壁天井ニテ白ノ石壁朱ニテ塗り桔梗ノ紋アリ常福寺ノ糧倉ニテヤアラシカ後又埋メ置タリト云

と見えたるものは是にして、此の附近の常福寺なる寺院の跡なりしを知る可し。

(ロ)古墳の石室 本古墳には封土の大きに比して比較的大なる石室を包藏す。其の通路(羨道)は略ぼ南面し、原地表上に位せるものゝ如く、其の長さ現存の石壁より算すれば約十五尺あり。之を六嘉村古墳に比して頗る長く、千金甲古墳に似て更に長きを加ふ而かも其の濶さは狭小にして僅に身を屈して入り得るに過ぎず。石室に接せる通路の口には柱形石狀に側壁の一部出で、其の形稍々上部に縮りたる梯形をなし、高さ約四尺、幅上部に於いて一尺五寸許り、底部に於いて二尺餘に過ぎず。通路の中央にも亦た柱形石狀のもの出で通路を兩分せり。通路の前面入口の部分は破壊して原狀を窺ふに由無し。

石室本部は方約十尺の正方形に近く、側壁は板狀の安山岩を積みて持出しをなし、上方に縮りて一種の穹窿を作る。其の全面及側面の壁は破壊せるも、後方の壁は略ぼ完存して、穹窿の頂上には一大平石を置きて天井を構成せるを認む可し。此の天井石の一半は今なほ原位置に残存せるも、他の一半は石墳の中壇に移置せらる。石質は側壁の資料とは異なり、凝灰岩にして略

圓形を呈し、徑六尺厚一尺餘あるを見る。

(ハ)石室内の障屏。石室の奥壁に接し元と厨子形の障屏を構へたり、石材は皆な厚二寸五分内外の板狀の安山岩を用ゐ、其の上に彩色を以て裝飾を施せること後述の如し。其の完形は今や破壊して之を認むること能はざるも、内外兩區劃を有し、内區には天井石を置き、厨子狀を呈せしものなるや疑ふ可からず。天井石の大部分今なほ石室中に遺存せり、厨子形の高さは約四尺内區の奥行二尺六七寸、前面中央は開放して幅四尺餘の戸口を作る。思ふに主要なる被葬者は此の厨子形の内區に置かれたるなる可し、又た厨子形の前面は元と縦に三區に分れたること、西方に其の隔障の一部三圖版第M石を残せると、他の古墳の構造より之を推知するに難からず。此の三區の内中央は通路の用をなし、左右兩區は隨從者の葬所若しくは副葬品を置くに供せられしならむ。斯の如き構造は肥後國の古墳に於いて吾人の屢々見る所に屬す。

(ニ)石室の構造。石室の通路は前半部は其の原狀を失へるも、中央を界せる柱形石以内の構造は能く舊態を保存せり。即ち兩側の柱形石は各一石を用ゐ、左右兩側亦た下部は各巨大なる一石を以て壁と爲す。されど其の上部は小板石を積成したり、通路の天井部は數石より成り、内端石室本部に接する部分は、水平に楣石狀を呈せるも、其の外方に於いては合掌形を形成せり。又た通路の床は扁平なる二石を敷きたるを見る。

石室本部は穹窿の頂上に巨石を載せたる外、總て小形の安山岩片をゴルベール持出して積上げたること已述の如く、床部には敷石の存するを見ず。今ま此等の構造を通觀するに、多く自然に存在せる適當の石塊を取り來つて、之に多少の加工を施せるものと、適宜に打碎したる石片を用ゐた

るのみなるは、其の用材の安山岩なるにより、凝灰岩の如く容易に工作を加ふること能はざるに由るなる可く、彼の六嘉村の古墳の如く整形なる材料を使用せざるを以て、全體の構造自ら貧弱なるを免れず。殊に石室側壁に於いて堅固の觀を缺き、厨子形障屏に於いても、整齊の美を失へるものあるは、必しも時代の相違技術の巧拙に本くに非ずして、單へに材料の性質によりて規定せられしものにして、蓋し已むを得ざるに出づ。斯の如きは今日の現狀に於いて然りしのみならず、築造の當初に在りても亦た之に類するものありしを想察するに難からず。但だ、此の構造の缺點を補ふに燦爛なる色彩の裝飾を以てし、本古墳をして特異のものたらしめたるは以下述ぶる所の如し。

第二節 石室内の發見遺物

本古墳は已に明和九年に其の石室の存在を知られたること、肥後國誌に見えたるが、當時何等の發見品あるを記さざるを以て、或は其以前既に發掘掠奪せられしものなるやも知る可からず。大正六年二月釜尾村青年團の本古墳を修理し、石室内を整理せる際、多少の殘留品を發見し、今ま熊本市明麗館に之を藏せり。梅原末治君の調査に従へば即ち左の如し。

- 一、管玉 二個 共に碧玉製にして、一は徑二分餘、長六分、他は徑二分弱、長七分餘あり、普通の形式にして、中央の孔は一端に大に、他端に小さく、其の一に在りては斜に貫通せり。
- 一、甲冑殘缺 多數 鐵製甲冑の破片數十個あるも、何れも細片にして原形を確ること能はず。されど鎧は桂甲式なりしが如く、冑の殘缺と思はるゝは僅に一片あるのみ。

- 一 太刀殘缺 六個 形式普通の直刀なるが如く、内大なる一は刃渡り一寸一分、峯幅二分、小なるは刃渡り九分、峯一分五厘あり。
- 一 劍殘缺 三個 何れも小破片にして、刃渡り一寸内外なり。
- 一 斧頭殘缺 一個 刃の部分のみにして、其の幅二寸なるを知る。
- 一 鞍殘缺 數個 接合するに二個分なるが如く、其の一は略ぼ原形を推測するを得可く、普通に見る簡單なる形式にして、鏡板引手共に特徴なし。
- 一 鐵殘缺 一個 鐵鏃にして柄の部分認めらる。
- 一 祝部土器破片 二個 普通古墳より發見せらるゝ類にして、其の一は高杯の脚の一部なり
- 一 素燒土器破片 二個 一は赤燒鉢の口部、他は一部に釉藥を吹出せる鉢の底なり。共に近代の製作にして、後者は糸底を有す。

此のうち最後の素燒土器破片は、當初の副葬品に非ずして、石室開口後に移入せられしものなるを推測するに足る。而して以上の遺物は僅に原副葬品の小部分に過ぎざるを以て、被葬者の社會上の位置年代等を知るには餘りに貧弱なるのみならず、又た其の存在せる原位置に就きても、之を明にする由なし。たゞ甲冑の存在は其の被葬者の一人は、少くとも男子たりしを想像せしむるのみ。

第三節 石室内の裝飾

本古墳の裝飾は、石室の側壁通路及障屏の各部に施され悉く顔料を以て描出せられたるも

のにして、鑄線を用ゐること無し。是れ一は其の石質の堅くして刻線に困難なりしに本くものか。裝飾模様的主要素は同心圓三角形の二種と蕨形曲線とにして、此等を配合變化して複雑なる特殊の模様を形成せり。彩色は赤白藍の三色にして其の化學的成分は、之を本大學理學部教授理學博士近重眞澄氏に依頼して分析を請ひたるに、其の結果左の如し。

赤色 酸化鐵 (Ferric oxide)

白色 白土 (Kaolin)

藍色 酸類ニ溶解スル部分ハ只ダ鐵ヲ含有シ、其ノ溶解セザル部分ハ之ヲ可溶性ノモノト

シ試験スルニ、同様鐵ノミナルヲ認ム、故ニ其ノ主體ハ酸化鐵ニシテ、是ニ何者カ有機質色素例ヘバ藍青ノ如キモノヲ混ジタルニ非ザルカ、其ノ有機質モ極メテ微量ナルガ如ク、之ヲ加熱スルモ決シテ著明ナル有機的分解反應ヲ起スヲ認メズ、又タ「コバルト」類ハ吳洲ノ如キ色ヲ出スモ、本顏料ニ於テ毫モ之ヲ含有セズ。

即ち赤色は酸化鐵即ち丹にして水銀朱に非ず。白色は白土にして後世の胡粉に非ず。彼の法隆寺金堂壁畫の白色と其の性質を一にせるを見る。⁽⁴⁾たゞ藍色は其の性質を明にするを得ざるを遺憾とす。

(イ)障屏外部の裝飾 石室及障屏の各部に於ける裝飾に就きては、圖版(第六乃至第九及卷首口繪等)に之を示したれば、今一々之を記述するの煩を避け、たゞ其の大要を述べんに、前面左右の障屏圖版第三A B兩石には各色の三角形の並列と、同心圓及圓形と蕨形とを連ね、圓形に放線狀の突起を有するもの、一

群を描きたり。而かも左右兩石に於ける此等紋様の配合は、嚴正なる「シムメトリ」をなさず、三

角形同心圓等の大きさも亦た大小不同なり。而して左石に於いて同心圓下方にあり、圓蕨連成の一群は、上方に位するに反して、右石は同心圓上方に位し、圓蕨連成紋は却つて下方に置かれたるは、一種の對角線的變化 (diagonal conjugation) を以て、所謂點對照 (point symmetry) をなすに似たり。此の障屏の上に載せられたる天井石圖版第七石は、今ま石室の東壁に立て掛けられたるが、其の外表面と前平縁とには、三角形若しくは其の變形なる各様の重山形を描きたり。其配色と圖法とは嚴齊を缺き、或は初め赤色を以て堺線を作り、次に藍白二色を加へて左方の圖を作るかと思へば、右方に於いては藍色を以て堺線を描き、後ち赤白二色を塗れるが如く、或は時に已に赤色を施せる上を、藍色を以て塗りつぶせる處もあり。さればかの顔料分析の結果、藍色中酸化鐵を含有せるは、此の赤色上に藍色を塗りつぶせる爲めに非ざるか。

(ロ)障屏内部の裝飾。は其の性質外部の其れと相同じく、奥壁の下部は二大石を以て作り、上部は數個の小石を以て構成せるが、就中H Jの兩石(圖版第三)は奥壁の大部分をなすものにして、放線狀の突起ある圓形と、蕨形との結合より成る圓形を中核とし、之を圍繞する不整形の曲線を以て一群とせる紋様三個と、一個の同心圓を主として、其餘地に三角形を充填す。其の賦彩は同じく白赤壁の三色を以てせり。奥壁上部のC E兩石には各色の同心圓を中にし、三角形を其の周圍に配したるものを作り、左右對照シムメトリーを示すに似たり。

次に左方側壁の内面には、二個の同心圓と較々放線狀に配列したる三角形あり。右方の側壁は今ま亡失して之を認むる能はざるも、恐らく之に類したる紋様の存在せしことは、各部の裝飾に於いて常に或る程度の「シムメトリー」を期したるによりても想像することを得。今ま美麗

館に藏せる游離石片(圖版第九T石)は、思ふに此の右側壁の一部をなせしものならむ。

(ハ)石室周壁の裝飾。石室内部の周壁は、底面より高さ約六尺の線以下は、悉く朱色を以て塗られたることは、其の賦彩の殘存せるによりて異論あるを見ず。六嘉村古墳の如きも亦た石室の内壁全部を塗るに朱色を以てせるが、本古墳に於いては此の堺線以上は、現時白色を呈せり。余輩始は是れ石室破壊後、外氣に暴露して鮮苔を生じ、朱色の或は變色せるものならむかと疑ひしも、其後池上梅原兩君の調査に本き、白色の下地にも何等朱色を塗れる痕跡無く、始めより白色に彩れることを確むるに至れり。即ち本古墳の石室内壁は、賦彩者が自己の身長を以て塗色し得る高さ以下を塗るに丹を以てしたるを見る可く、約六尺を以て赤白兩色の堺線となす所以は、即ち此の身長を關係を以て解す可きに似たり。

(ニ)通路の裝飾。石室本部に接せる通路の左右兩側柱(圖版第三QR石)には不規則に三色の三角形を作り、其の楣石をなせる天井石Sの側面亦た同じく三角形を各色に彩れる痕あり。更に天井部は中央に赤色の堺線を作り、三色を以て重山形を描き、其の形稍々整齊なるを見る。又たX石にも三角形の模様の一部殘存せるものあり。凡そ通路の裝飾は三角形を以て其の要素とせるも今や剝落甚しく、之を明に認むること能はざるもの多しとなす。

第四節 裝飾紋様の持質

九州に於ける裝飾古墳の紋様を通觀するに、三角形及同心圓等を主要素とするものと、直弧紋を主とするものとの二大系統あり。而かも前者は彩色を主にし、後者は線刻を基礎とするを

常とす。今日迄の智識に於いては、前者は筑後に多くして、後者は寧ろ肥後に行はるゝものあるが如し。此の點に於いて釜尾古墳の裝飾は却て筑後的にして、彼の日ノ岡、奈良山、吉木、田代等の古墳の其れと相似たるものあり⁽⁵⁾。たゞ紋様適用の場所の、此等に在りては石室の壁面なるに反して、釜尾のは石厨子様の障屏を主とする點を殊にするのみ⁽⁶⁾。而して此の障屏を有する古墳が肥後に多きを知る時は、本古墳は其の構造に於いて肥後的なると同時に、裝飾に於いて筑後的なりと言ふを得可きか。

同心圓と三角形を主要なる紋様の成素とする點に於いて、其の全體の調子も亦た前記筑後諸古墳と頗る相似たるものあるを見る可く、殊に日ノ岡古墳に在りては、石室本部奥壁に同心圓を中心とし、其の周縁に稍々放線狀に三角形を配せること、又た蕨形の其の間に散布せることは、本古墳の紋様と頗る親密なる關係あるを示すのみならず、同古墳の通路も亦た三角形等の紋様のみを以て裝飾せるは、本古墳の通路の其れと趣を同ふせり。所詮此の兩者が同一の裝飾主義に出づるは之を拒否するを得ず。

同心圓は圓形の複合にして、或は何等の意義を有せざる幾何學的圖形と見る可きも、亦た同時に太陽を象徴するを常とす。之に放線狀の突起を附するは、圓を方形内に收め、對角線と四邊の中線とを作り、之を連絡することにより、單に技巧的 (technomorphic) に發生すと説明し得可きも、亦た太陽の放線を意味すること多し。本古墳に於ける同心圓並に放線狀に其の周圍に三角形を配せるもの、又た放線狀突起を有するもの等が、果して太陽の象徴として意識的に表現せられたるものなるや、將た單なる紋様として應用せられたるものなるか、之を斷定するに困

難なりと雖も、我が原始的宗教の太陽崇拜と關係深きを考ふる時は、恐らくは此等紋様の起源は太陽の象徴に發するものなる可し。⁽⁷⁾

次に三角形或は重山形等の一類も、亦た方形を對角線によりて截分するの「モチーフ」より自ら發生す可き單簡なる紋様なるも、其の起原を織物編物等に求む可き一種の所謂製作品模倣的 (skeuomorphic) のものたりとすること、學者の一般に説く所なり、本古墳に於いて例へば障屏天井石上の複三角形等は、全く之を編物等の籠細工カゴコウに起原を求むるを妨げざる可し。⁽⁸⁾而かも此等の同心圓三角形等の紋様を本古墳築成年代と相近き、支那漢六朝の墓塼と比較するに、其の菱紋重圈紋等は、其の配色、趣致並びに、彼の旅順刁家屯の古墳等の塼と相似たるものあるは、之を認め得可きも、⁽⁹⁾此種單簡なる幾何學的紋様の類似を以て、直に兩者の間の歴史的或は人種的關係を想像するは危険なりとす。以上諸種の紋様は、單り本古墳に於けるのみならず、肥後筑後その他古墳に於いて之を認むる所なるも特に釜尾の古墳に於いて注目す可きは、放線狀突起と、蕨形の突出を有する圓と、其の外圍を包める曲線より成る特殊の紋様なりとす。

此の特殊の紋様は、厨子形障屏内壁の主要紋様として、又た障屏外部の左右兩壁上に於いても之を見る可く、本古墳の裝飾中最も特殊のものにして、又た同時に主要なるものなるを語るに似たり。然らば此の紋様は果して如何なるものを示し、如何なる意義を有するか。是れ余輩の最も究めんと欲する所にして、而かも未だ確説を得ざる所に屬するを憾とす。思ふに之が解説に四様ある可く、⁽¹⁾は何等かの生物を模倣せる所謂 Biomorphs に屬するものにして、恐らくは一種の動物を模倣せる Zoomorphic のものに起源を有すと考へ得可し



此の星形にして、鈎形の尾あるものは、一見海盤車の如き觀あり。又た或る爬蟲類若しくは獸類の形像を示せるものが、漸次變化墮落して、遂に斯の如き紋様に成り得べきは南洋諸島の民族中の裝飾にも其の例少なからず。たゞ變化の過程を連續的に證明し得べき例證を見ざるを以て、此の說の當否を知る能はざるなり。(二)は同じく生物模倣(anthropomorphs)に入る可きものにして、圓形の部分は眼を意味せるものと見られざるにもあらず。斯の如く人體若しくは人面が變形して、特に眼のみ大きく奇異に保存せらるゝの例、亦た各人種の間にならず。然ども是れ亦た證明を缺くの臆說に過ぎず。(10) (三)は單なる手法說(technic theory)による解釋にして、筑後日ノ岡古墳の石室奥壁の如きは、同心圓の附近に蕨形の模様あり。蕨形は當代裝飾紋様に好用せられたる一要素にして、埴輪に朱塗せしものもあり。(11) 此の蕨形が放線狀突起を有する圓の突起の一部分に移入せるならむとするものなり。

余輩は此種模様の起源を討尋するの興味を有すと雖も、未だ其の資料に乏しきを以て、以上諸種の解釋に就きて之を詳述するを後日に譲らんと欲す。たゞ現在に於いて此のうち第一の解釋、即ち動物模倣に起源を有するものならんとするの說に傾くを禁せざるものなり。而かも或る種類の動物に起源を有すとせば、それは彼の「トテム」崇拜と關係するものなきや否や。余輩は此の釜尾古墳の裝飾が其の色彩に於いて、形像に於いて、趣致に於いて、著しく濠洲土人の「トテム」の或者に相似たるの感を深くするものあり。(12) 此等は將來の研究に俟つ所ある可く、要するに支那文化の影響少なからざりし當代に於いて、紋様裝飾等の方面には尙ほ在來固有の流統を保存するものあるを認む可く、此點に於いて日本人種起源の研究の資料として裝飾紋様研究

の價值頗る大なるを思はずんばあらざるなり。

【註】(1) 京都帝國大學文科大學考古學研究報告第一冊、第十六頁の註(1)に記せるが如く、本古墳の裝飾あるを近頃世に紹介せるは、熊本縣立中學濟々饗の下林繁夫君にして、大正五年八月の事に係る。

(2) 八木田政名の「新撰事蹟通考」(肥後文獻叢書所收)に、八代郡大野窟の事を記し、其の按文中に、「又飽田郡鎌尾の石室、山鹿郡津袋の御靈塚、益城郡陳村の座敷塚、葦北日奈久田河内石室」等を擧げ其の古墳の石室たるを云へり。

(3) 前出、本學考古學研究報告第一冊(第二章)參照。

(4) 理學博士近重眞澄氏の研究に據る。同博士「化學上より見たる東洋上代の文明」(史林第四卷第二號)等參照。

(5) 筑後日ノ岡古墳の裝飾は、建築學會の「文様集成」第四十五輯等に見ゆ。其他の出典は本報告第一冊、第八十四頁註(1)參照。同吉木古墳に就きては、考古學雜誌第七篇第五號の圖版、及水野眞澄君の説明參照。同奈良山古墳に就きては、本冊第九章註(4)を見よ。肥前田代古墳の裝飾は、故水野眞澄君の發見に係り、本學に池上年君の模寫あり。

(6) 厨子形障屏に裝飾あるものは、肥後國鹿本郡平小城村チアサン古墳に其の例あり。(考古學雜誌第三卷第二號・波多巖君記事)

(7) 圓及同心圓と太陽との關係に就きては、本報告第一冊九十二頁註(1)參考。

(8) 幾何學的紋様の起源を編物組物等に發するものに關しては、Hamlin, *History of Ornaments*, (New York, 1916)

九州に於ける裝飾ある古墳

p.24 "It seems quite clear that nearly all spirals, zigzags, plaid, lozenges, and many other geometric motives have originated in the processes of weaving, plating and string-lashing." 又た既引の Haddon, *Evolution in Art*, (London, 1895) pp. 89-97 及び Balfour, *The Evolution of Decorative Art*, (London, 1893), Grosse, *Die Anfänge der Kunst*, (Freiburg, 1895) 及 Riegl, *Stilfragen*, (Berlin, 1883) 等を參照す可し。

(9) 支那漢六朝の紋導に就きては、陸心源等支那人の著書の外、工學博士關野貞氏の「六朝以前の墓導に就いて」(考古學雜誌第六卷第十一號)鳥居龍藏君「南滿洲調査報告」(明治四十年)同、高麗種族の紋様(東京人類學會雜誌第十一卷第百二十三號)等を見よ。旅順刁家屯の古墳の紋導に就きては、濱田耕作「旅順刁家屯の一古墳」(東洋學報第一卷第二號)・同「南滿洲に於ける考古學的研究」(同第二卷第三號)等參照。

(10) 此等の名稱に就きては、既引ハットン氏の「技術の進化」に據る。

(11) 厥形を埴輪に朱畫せるものは、下野國下部賀郡稻葉村古墳發見品(東京人類學雜誌第十一卷第百十六號)、八木裝三郎君記事)等あり。石室内の模様には有するは、筑後日ノ岡古墳等に其の例あり。

(12) 濠洲土人の「トテム」圖中之に類似せるものは、例へば Baldwin Spencer, *Across Australia*, (London, 1912) vol. II, pp. 400-410 の *War Warranunga* 族の *Wallungqua Totem* 等之を發見す可し。

第二章 肥後國天草郡維和村の古墳

(圖版第十及第十一)

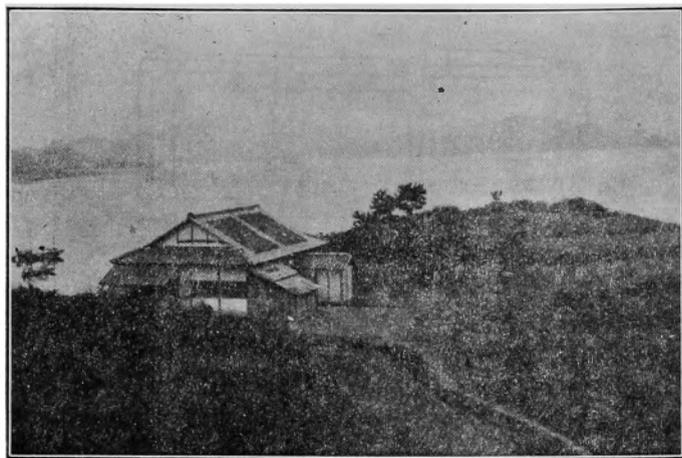
第一節 古墳の構造

天草群島中千束島は宇土半島に近く、島中維和村字廣浦は、嚮に裝飾ある石棺を發見せし上島阿村とは、大戸瀬戸を中に挟みて相對せり。廣浦の地には數箇の古墳あり「サムラヒの塚」と稱せられしが、昨大正七年二月此の地に堀鑿業株式會社の工事を起せるに際し、其の一を破壊せしに、内部より物象を彫刻せる石棺を發見せり。而かも之を顧るもの無かりしに、文學士平野⁽²⁾君此の地を訪ひ、其の石材の一部を熊本に携歸するに及び、漸く學界の注意を惹くに至れり。本年四月余等の熊本に至るや、親しく中學濟々巒に藏する該石材を觀、又た梅原末治君は古賀文學士の東道により、維和村の遺跡を實査することを得たり。以下先づ梅原君の調査に本き、古墳の構造石室の状態等に就きて述ぶる所あらむ。

・裝飾ある石棺を包藏せし古墳は、千束島の南端、上大戸ノ鼻に近き岬の上にあり、數個の古墳中端より第三位にありしと云ふ。今や此の地點に製煉所の事務室を新築して、古墳は全く其の影を失ひ、石室の遺材空しく其の附近に累積するのみにして、古墳の外形及内部の構造等を認ること能はざるも、幸ひ發掘の際現場を目撃せし同所員八木猴助君の談と、遺存の石材等により略ぼ之を推知することを得可し。

八木君の談に依るに、塚は元と小形の土饅頭をなし、上部に圓形の石材堆積し、其の間雜草繁

茂せること、猶ほ其の傍に現存する塚の如かりしと云ふ。而して此の石材を上部より取り除きたるに、内部に大なる板石の積重ねたるものを發見せり。更に其の下部を發掘せるに石室あり。此の石室は單に一個にあらず。封土の南半に南北に長き位置を取れる大形の一室の外に、北半

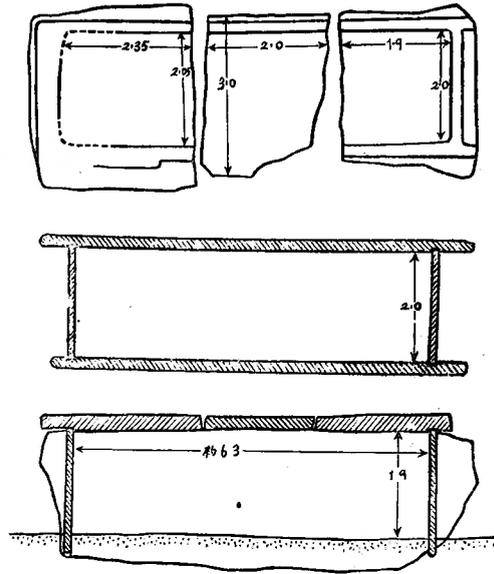


（眞寫君賀古） 望遠地在所墳古村和維 圖二第

には之と相接して同方向を取れる、稍々小形のもの二箇若しくは三箇ありしが如きも、其の記憶確實ならずと云ふ。されど千束尋常小學校の鎌田辰人君等に從へば、其の數二箇なりしと云へば、本古墳は一封土内相接して三棺を包藏せし特殊の構造を示せるものと云ふ可し。

扱て此等個々の小室の構造は、何れも所謂箱式棺シ、トの系統に屬する組合せの石棺なることは、現存の石材より容易に知り得る所にして、側壁は各四枚の砂岩の切石を以て作り、左右壁の兩端に近く切り込みを設けて、前後兩壁の端を接合せしめ、長方形の箱形を作せるものなり。而して下部には底石無く、直接に石材を地中に埋め立てたるものなるは、其の部分數寸の間が石面粗削りの儘なるによりても知らる。天井石は必しも一枚石ならざりしが如く、南半に在りし大棺の分と思はるゝものは、三枚より成り、更に其の上部に扁平石を積重ねありしと云ふ。此等個個の石棺の大きさに就ては、其の精細を知るに由なきも、其の大棺なるものゝ天井石は、其の内面

身と接する部分を凹入せるを以て、大きさを推知するに屈強なる資料なるのみならず、之に合する左右壁亦た其の石材を遺存するを以て、長さ約六尺三寸、幅二尺、深二尺内外なりしを知る可し。第三圖は即ち此の復原圖にして、其の形狀の對岸上島なる阿村の露出石棺と酷似せるを見る可し。他の二個の石棺は各其の用材と確認す可きもの明ならざるを以て、其の大きさを推知し難きも、彼に比して著しく小形なりしとは認むる能はず。寧ろ相似たる大きにして、僅に小形なりしもの如し。



第三圖 維和村古墳石棺復原圖（梅原）

第二節 石棺の裝飾

棺の内部の状態に關しては、八木君に依るに、南方の所謂大棺は内部全面施すに朱を以てし、底部に貝殻を敷き、其の上に人骨齒の類と、直刀の殘缺あるを見たりしも、他の棺には何等遺物を認めざりしと云ふ。前記南棺内の遺物は、其の後事務室の⁽⁴⁾上手に再び埋葬せるを以て、調査すること能はざりき。

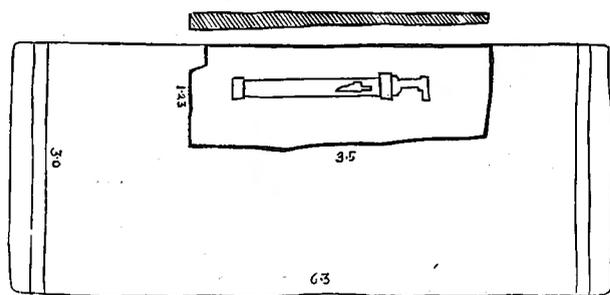
扱て本古墳石棺の用材中裝飾を加へられしもの其數四箇あり。即ち平野文學士の帶歸して、現

に濟々鬘に保管せらるゝ二箇の外、維和村の遺跡地に残れるもの二片是なり。此等が上述諸棺の何れの者に屬したるかは明にすること難きも、四石共に直方形の長さ左右壁材なるより推して、少くとも二棺以上の面を飾れるものなるが如きも、八木君の談に依れば、裝飾ありしものは南方の大棺のみなりしと云ふ⁽⁵⁾。今ま次に濟々鬘所藏の石より順次

其の興味ある裝飾に就きて記する所ある可し。

(イ) 濟々鬘第一石 は側壁の上半部の一部を切斷して持歸れるものにして、厚さ一端に於いて一寸四五分より、他端に於いて二寸に至る不同の砂岩なり⁽⁶⁾。裝飾ある石面即ち棺の内壁たりし面には、丹を塗りたる痕薄く、其の全面に遺れるを見る。此の上に水平に一振の刀を横へたる狀を薄浮彫に現はせり。其の彫法圖の輪廓に接せる部分は淺く削り去りたるも、其の以外の部分は原地面の高さを殘存し、全部完全なる浮彫をなさず。圖形の細部即ち刀子の如きも、亦た地面より完全に浮出さず、たゞ輪廓附近を削去せるのみ。斯の如く彫法の粗略なるに係らず、圖は著しく寫實に出で、精確なる形像を現出せり。

主刀は丁字形に類する柄頭を有し、鞘は幅廣く、革製若しくは木製なりしなる可く、其の鞘口と鞘尻には廣き造りあり。刀身には鏝無く、鞘に差入ること、恰もアイヌの「マキリ風」のものなりしが如し。斯の如き無鏝の刀劔は蓋し戦闘用を目的とせず、日常生活に用ゐたる利器の形式を遺存せるものなること明なり。其の柄頭鞘の形狀稍々異なるも、此



圖四第 濟々鬘第一石原狀想像圖

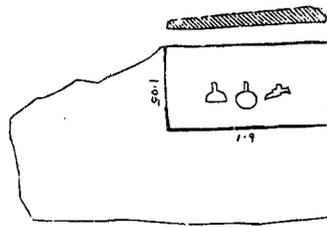
の種の刀を古墳或は横穴の内に彫刻せるものは、吾人已に之を肥後千金甲、石貫村に見たり。思ふに斯る一種の頭推の刀劔は、日本人在來の形式に出で、かの九州其他にて發見せられし鹿角製の裝具を以てせられしものなる可く、鞆尻と鯉口とは鹿角より成り、其の上に所謂直弧紋的の模様を刻せしものと想像する、強ち不稽に非ざる可し。

刀子は全長四寸六分、主刀の鞘口に近く鞘上に置かれ、其の柄頭は主刀に似たる丁字形なり。鞘は其の縁一邊クビレテ三段となり、先端は片刀狀に終れること、正に各地古墳より發見する滑石製の刀子と、其の形狀と大きさに於いて大差無し。是れ亦マキリ風の制にして、其の鞘は革製若しくは木製なりしこと、主刀と異ならず。而かも主刀の全長二尺三寸五分あり、實大を示せるに似たれば、此の刀子も亦た實物大に模寫せられしと見る可きか。更に思ふに刀子及主刀を此の石面に彫刻するに方り、或は實物を石上に置きて、其の輪廓に添ひて罫線を描きて此の圖をなし、斯の如く寫實の眞を得たるものに非ざる無きか。

(ロ) 濟々鬘第二石 厚さ一寸七分乃至二寸四分の砂岩にして、同じく全面に薄き朱色を存せり。其の上に三個の圖象あり、左は刀子にして其の形狀第一石のそれと同じく、稍々大形なるを異にするのみ。中は圓板に柄を附したるもの、右は半圓形に柄を附したるものを示せるが、此の二者の何者を意味するか、吾人未だ確説を得ず。或は右方の者を以て供物等を容るゝ高杯の側面を描きたりとす可きか。然らば中央の者亦た高杯の平面に側面的の脚を附したるものと解する能はざるか。或は亦た阿村の石棺等に於けるが如く鏡に紐を附したるものと見るを穩當とす可きか。一個の圖中に平面的側面的の兩觀察を併現すること、原始的圖象に敢て珍らしから

す。此の類の解釋を我が古代の作例に試むること、西田直二郎君已に之を述べられたり⁽⁹⁾。又た高杯の脚の細きに過ぐることも、原始畫に於いて、必しも不可思議と言ふ可からず。されど是等は凡て一箇の臆見に過ぎず。更に幾多の例證を得、學者の提説を俟ちて是正せんことを期す。

(ハ) 維和村第一石 砂岩にして厚さ一寸七分あり、表面に朱色を存す。浮彫は左上に一個の刀子と、其の下に二箇の圓板を現はせり。刀子の制は其の柄頭少しく前二者と異なるも、各地古墳發見



第五圖 濟々變第二石復原圖

の石刀子にも屢々見る所にして大差無く、彫法も亦た前二石と相同じ。二箇の圓は何者を示せるかを知り難きも、圓形の土器(杯の如き)の平面若しくは鏡を意味するに非ざるか。

(ニ) 維和村第二石 砂岩にして厚さ二寸四分、丹を塗り其の面に一個の圖形を浮彫にせり。即ち一端は半圓に近く、他端は方形をなす。其の意義する所を詳にせざるも、口廣き壺を倒にせるに似たるを見る。此の石の一端には溝ありて、他壁と喰合はさしむる構造を示せり。

要之、維和村の石棺上の裝飾圖形は、石棺内部に被葬者と共に副葬し、或は供祭の用に供す可き物品の代物^{サブステテユート}として之を圖したるものなること明なり。刀或は刀子が當代の生活上須要の器物なれば、之を副葬品の主要なるものとせられたるは、固より想像に難からず。又た攘魔の爲に所謂「護り刀」として死者に手向くる意なりしやも知る可からず。他の圖形中或者を鏡と解すれば、鏡も亦た盃粧の具として、日常生活の要具たると同時に、支那に於いては辟邪の意義を有すれば、我國に於いても亦た斯の如き信仰無かりしと斷すること能はざる可し⁽¹¹⁾。或は之を土器と

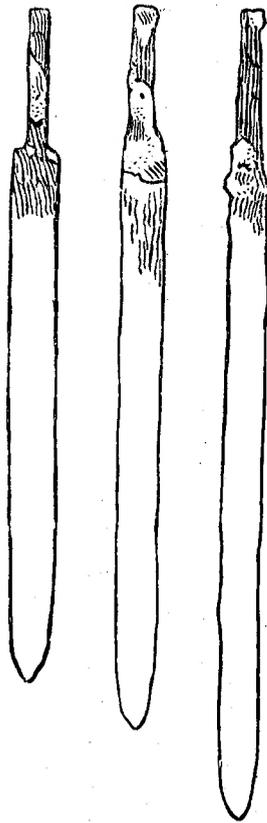
すれば其の食物を容れて死者に供するの意義ある、固より解釋するを須むざる可し。而かも此等の圖形中最も面白きは、刀及刀子にして、其の圖は全く寫實に出でたることは、之を刀子の石製模形と比較して類推するに難からず。而して此種刀劍の鞘及柄を完存するもの未だ曾て古墳發見品中に存せざるを以て、當代刀劍の制を考へ、殘存遺物を復原するの資料としても、亦た貴重なるものと云ふ可く、九州に於ける裝飾ある古墳中、純裝飾模様を示せるもの以外に、物象を圖示せる遺例中隨一と言ふを得んか。

【註】(1) 本學考古學研究報告第一冊、第四十六頁(2) 大戸南古墳、參照。

- (2) 本古墳發掘の日に就きては、本年四月梅原君調査の際には八木氏より昨年九月事務所新設の時なりと聞けり。されど平野文學士の此地を訪ひ彫刻ある石材を獲たるは同年七月末なるを以て、少くとも發掘は其の以前ならざる可からず。同學士は當時三月に發掘せるを聞けりと云ふ、之に従ふ可し。
- (3) 昨年夏期休暇に際し、中學濟々饗は海水浴場を天草に設けたり。平野學士は其の監督として同地に出張中、此地の古墳の發掘せられたるを聞き、七月三十日學生と共に實查したるなりと云ふ。
- (4) 平野文學士調査の際、此等遺物の埋めたるを發掘して一見せるも、人骨直刀共に粉碎して形を存せず、學術上の資料とするの見込無かりしを以て再び埋めたりと聞く。
- (5) 千束尋常小學校の鎌田辰人君、亦た裝飾ある石材は悉く南方大棺の前後左右壁のものに屬す云ふ。(同君書翰)
- (6) 現今濟々饗に保藏する石材二個は、兩端に凹入部ある長方形の石材なりしも、運搬の便を謀り裝飾無き部分を切り取りて帶歸せるものにして、原石は長さ六尺三寸内外なりしと云ふ。従つて左右壁の部分なること疑ふ可からず。(平野作、下林繁夫兩君談)
- (7) 本學考古學研究報告第一冊、第七十四、七十五頁(2) 石貫村ナギノ横穴群、同上第二十二頁、千金甲第三號古墳の條及圖版第十參照。
- (8) 同上、第六章第二節、鹿角製裝劍具の條參照。尙ほ本冊第十章第三節を見よ。
- (9) 西田直二郎君「日本上代の文化に就て」(歴史と地理・第三卷第二號)
- (10) 歐洲に於ける新石器時代乃至青銅器時代の古墳に斧を彫刻せるもの多し。其等の諸例及宗教的意義に就きては、Dechert, Manuel d'archéologie I. (Paris, 1908), pp. 604-610. を見よ。
- (11) 漢六朝鏡の銘に常に祥瑞の句を識し、或は「距虛辟邪群

凶] (獸帶鏡)云々の銘あるが如き、此種の宗教的信仰を示すものにして、頗る宗教的思想の分子あるを認め可く、五雜俎に「凡鏡愈古愈佳、非獨取其款識斑色之美、亦可辟邪魅、禳火災、故君子貴之」とある即ち鏡に對する迷信を現はすものなり。又た西京雜記に「宣帝收繫郡邸獄臂上猶帶史良娣合米婉轉絲繩、繫身毒國寶鏡一枚、大如八銖錢、奮傳此鏡、見妖魅、佩之者、天神所福、故宣帝從危獲濟、及即位每持此鏡、感咽移辰、常以琥珀筥盛之、緘以威里織成錦、一日斜文錦、帝崩不知所在」と見ゆ、參考す可し。

第六圖 丹波雲部村古墳發見劍圖(約1/7)



(12) 丹波國多紀郡雲部村の古墳(東京人類學會雜誌第十七卷第百八十九號、八木契三郎君記事參照)より發見せる遺物中、幅廣くして長二尺前後の劔三口あり。其の柄の部分に僅に角製品の附著せるものあり。前記鹿角製のものと必し同一ならざるが如しと雖も、其の幅廣き點と長さの比例等に於いて、濟々鬘藏石に現はされたる大刀の身は斯の如きものにして、此の雲部村の劔鞘は亦た彼の浮彫の如きものならざりしやを想像せしむるものあり。然らば此の浮彫の大刀は劔に見る可きか。肥後石實村の横穴中の浮彫も亦た其の劔らしきを示す。

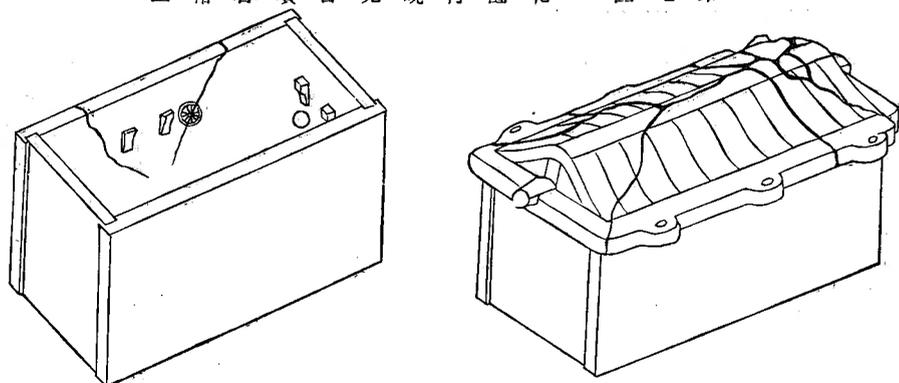
第三章 肥後國宇土郡花園村の古墳

第一節 古墳及石棺

花園村は宇土町の東南に接し、熊本平野の南界をなせる山群の麓に位す。同村大字立岡に注意すべき二個の古墳あり。一は小字晚免と稱する小丘上に存し、他は小字を潤野と呼べる丘陵の中腹にあり、共に裝飾ある石棺を藏す。此の兩古墳共に早く地方人士に其の存在を知られ、殊に晚免の塚に就ては、明治三十五年十二月發行の帝國古蹟取調會々報第三號に於いて、故文學博士小杉楡邨氏は、肥後國に埋藏せるめづらしき石棺と題して、其の概要を紹介せられたり。ただ此の塚安德天皇の御陵なりとの傳説あり。御陵墓參考地となり修理を加へられ、潤野の石棺亦た平資盛の刻字あるを以て、土人再び之を埋めて、現今にては共に實查を遂ぐるを得ず。されど熊本縣廳には幸に二十年前後に於ける詳細なる調査書類及び測圖を保管せるを以て、就いて概要を窺ひ得べし。依つて遺跡の位置と併せ考へ、以下記する所あらむとす。

先づ前者より説かむに、晚免は立岡村落の東南に近く、東方丘陵と離れて存する高さ七十尺、周約百八十間餘の圓丘にして、塚は此の頂上に營まれたり、現在にては上部に石垣を作り、木柵を設けて南側に拜所あり。更に内部棺の在る所に、高さ四尺五寸位の石を以て周圍を疊める圓形封土を作り、以て之を保護せり。棺埋藏の位置に就いては、熊本縣廳保管の書類と、花園村長浦内寅吉氏の談とを併せ考るに、頂部に南北に長き位置を取りて葬られ、別に外柵の設なかりし

第七圖 花園村晚免古墳石棺圖



如くもと山頂の表面と略ぼ同一の位置に蓋を露出せしものなりと云ふ。

棺の形式は第七圖に示せる熊本縣廳保管の圖に依るに、所謂家型組合せ式石棺にして、石質は凝灰岩の如く、蓋は頗る特色ある形を取り製作また精巧なり。即ち其の全長約七尺、幅約三尺六寸あり、兩側に流れを有する家型にして、表面に刻線あり、周縁の前後に各一個の圓形突起あるに對し、左右兩側には中央に孔の貫通せる偏平なる特殊の突起各三個を有す。これと類似の棺としては、近く筑後國三井郡國分村大字鍵水石櫃山古墳に於いて、殘缺ながら存在せるを見たるのみ、⁽³⁾身の部分は多くの組合せ棺と同じく、四枚の切石を組み合せて側壁を作れるものにて、左右壁の内側兩端に近く切込みを設けて、こゝに前後壁を挿入して箱形を成せり。内法長さ六尺、幅二尺五寸、深さ三尺餘あり。

此の棺の發見の顛末に就いては小杉氏の論文中引く所の内藤正由氏の「肥後國宇土郡立岡村字晚免古墳取調書」中に

一、村老^{七十}ノ説ニ石棺ノ露出セシハ凡四十年以來ノ事ニテ其

前ハ恰モ棺上ニアタル所ニ松一株アリタリ且蓋石ノ北角微

シク露ハレ漸ク全蓋ヲ見ルニ至レリト

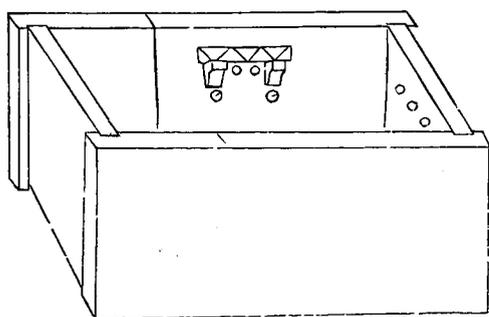
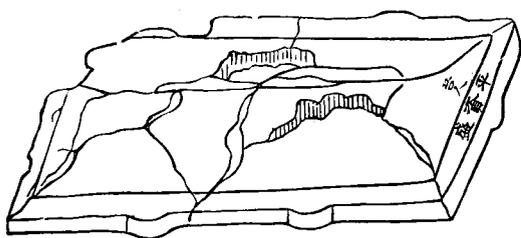
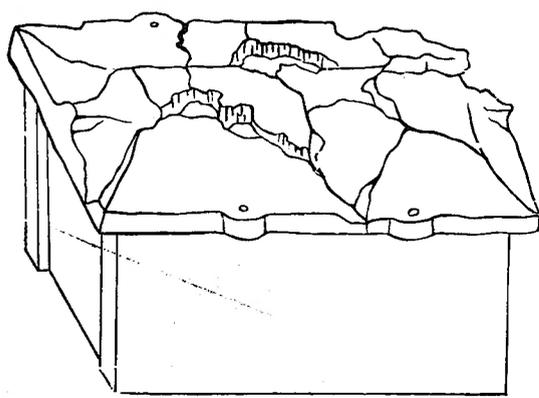
とあり。漸次封土の流失と共に露出するに至りしものと認めらる。而して棺の内部を調査するに至れるは明治十八九年の頃にして、今熊本縣廳に藏する關係書類は、當時の往復文書に係れり。此の書類中に石棺内部の景狀圖あり。明治十九年七月十六日付上申書添付取調書に依れるものと云ひ、内に遺骸二軀の頭部を北にして横たはれる側に破損せる鐵片の存在を圖したり。内藤氏の調査書所載の記事と併せ考へて、畧ぼ内部の状態を窺ふべく、副葬の刀劍と云ふは別に圖する所に依るに、何れも殘缺にして、形式大小共に知るべからず。

次に潤野の古墳は、晩免の南方約三町にあり。東々南より延びたる丘陵の尾の上に營めるものにして、本來小形の圓塚なりしが如し。現狀割石にて高二尺内外の小饅頭形を作り、上に古墳

と刻せる標石を立つ。

棺は此の築石封土の畧ぼ底面に近き所に、前者同様長軸を南北にして存せりと

圖八第 花園村潤野古墳石棺圖



云ひ、これ亦古く土砂の流出の爲露出するに至り、明治十六年春平資盛の彫刻あるを發見して、爾來前者と共に土人の間に喧傳せらるゝに至れり、⁽⁶⁾棺の構造は當時の測圖に就いて見るに、第八圖參照家型組合せ式にして、⁽⁵⁾晚免のものと同様の相似たり。たゞ其の蓋は破碎せるを以て前者の如く詳細なる形式を知る能はざるも、左右の突起は各二個にして簡單なり。而して蓋と身の接する面の一部に平資盛、其の上に吾人の刻銘ありと見ゆ。身の大きさは側壁長さ七尺四寸、幅二尺五寸、高さ三尺二寸あり。蓋は正確ならざるも長八尺を超え、幅又三尺八寸内外なるが如し。此の棺發掘當時、又内部に鐵斧頭のほゞ完全なるもの一個と、其他鐵片數個存したりと云ふ。

第二節 石棺の裝飾

さて是等二個の石棺に於ける裝飾を見るに、其の施されたる部分は共に身の内壁面にして、同一手法になれるを認む。晚免の棺にありては、北壁と西壁の二面に、各二個の長方形の造り出し突起あり。北壁には其の下部に圓紋を刻し、西壁にありては造り出しの北側に菊花紋を浮肉彫せり。第七圖參照濶野の棺は同じく西壁に二個の同形造り出しありて、其の上部に南北に長き矩形の一區を劃し、内部に交互に斜線を加へて一種の波紋を作れる線刻と、突起間と其の下部の各に圓紋あり、北壁には横に一列に同じく三箇の圓紋を見る。(第八圖參照)

此の外裝飾としては前者の蓋に彫刻の加へられたるものありしが如く、内藤氏の調査書に依れば、

一、蓋石表面ニハ元ト種々ノ彫刻アリシモノ、如クナレドモ露出年久シキト石質ノ堅實ナ

ラザルニ依テ漫漶シテ判明ナラズ

とあり。圖に見ゆる條線亦一種の裝飾として興味を惹く。潤野の棺にては既記の「平資盛等の文字を擧げ得るも、これは小杉博士己に其の書體今様の楷書なるより、後人の僞刻と斷せられたり、從ふべし。

今是等の裝飾を通觀するに其の兩者に共通なる小形突起は、之と似たるものを筑後久留米市日輪寺古墳の石室、及び下益城郡松橋町宇賀岳の石室等の壁面に認むべく、圓紋、波紋に至りては一般裝飾古墳に最も多く存する所なり、而して其の全體の調子に至りては本冊收むる此の地に近き松橋町宇賀岳の裝飾古墳に近似して、兩者關係の存在を推察せしむ。たゞこゝに特殊の分子として注意すべものは、晚免の棺に見ゆる菊花紋の薄肉刻なり、熊本縣廳保管の書類に收めたる拓本に依るに、其の紋は徑三寸八分あり、周圍に幅廣き素縁あり、内に十六瓣の菊花を現はせり。形式整ひ、手法亦た他の裝飾の分子に比して著しく異なるが如く、他方に於いて此の文様あるが爲に、安徳天皇陵の説の流傳せられたるに併せ考へ、古代のものと認むること能はず。蓋し棺の露出後之を天皇に附會する爲に何人かの僞刻せるものと見るべきものならむ。

此の二古墳の營造年代に就いては、今考究を進むる資料を缺く。されど固より地方人士の稱するが如き、安徳帝及び平資盛の墓に比定すべき後代のものにあらず。之を一般墳墓制の沿革より推すに、奈良朝を下るものたらざるは明白なり。

【註】(一)早く明治十八年前後に、安徳天皇陵及び平資盛の墓と

して、兩者共に地方人士に傳稱せられたり。

(二)明治三十三年東京理科大學人類學教室刊の古墳横穴及同

時代遺物發見地名表の肥後國の條に、此、古墳を登錄せり。

(三)此の古墳は宏大なる前方後圓墳にして、埴輪を有し、後

圓部に石棺を埋葬せり。棺古く發掘されしと覺しく、著しく缺損して、現存せるは僅に蓋の兩端の部分のみなるも、左右側面にある突起、及び前後端の一にある圓形突起の如きは、晚免の棺と近似して、且つ表面に彫刻紋の迹を猶認め得たり。

(4) 小杉氏論文中所引に依るに左の如し。

一 朽骨土砂ト雜糅シ又間ニハ細片亂點セリ故ニ今ニシテハ整然タル歛置ノ原形ヲ察スルニ由ナシ然レドモ土人

ノ云所ニ據レバ大小ノ二屍ヲモト歛メシモノナリト

(5) 浦内寅吉氏の談に依る。

(6) 同じく小杉氏論文中所引に左の記事あり。

一 西瀬野官山ニ於テ明治十六年ノ春平資盛ト彫刻シアル

石棺ヲ發見セリ(中畧)

但本棺ハ晚免ヲ距ル僅二三町許而シテ其露出ハ最モ

舊シ乃チ今歲七十二ノ里老其初ヲ知ラズト云

第四章 肥後國上益城郡杉上村の古墳

(圖版第十二、二十、二十五)

杉上村は熊本市の南東約二里にあり。其の平野を灌漑する緑川の左岸に位す。村の東端川に接して吉野山聳え、山の北麓に近く大字板野字坂本の部落あり。裝飾古墳は此の村落の南方に近き緩傾斜地に存し、大正五年冬角田政治君の調査に依つて、其の存在を認めらるゝに至りしものなり。^(I)

實地に就きて見るに、塚の所在地は恰も傾斜面の畑地と下方の低地の境界に當りて、此の邊一體に崖狀を呈し、斷層面の上部に石室を暴露せるものにして、今僅に其の一部分を殘せるの狀態にあり。従つて封土の如きは開墾と崩壞の爲に全く見るべきものなく、其の構造的特徴の如きは認むる能はざるなり。さて此の石室の現狀は圖版第二十に示す如く、現存の部分僅に二個の凝灰岩より成れる扁平なる大石と、積成せる割石の一部分のみなるを以て、固より原形の詳細を知るべからざるも、之を一般古墳の構造に併せ考ふるに、石室は略ぼ南面して營まれたるが如く、室の壁は割石を積重ねて作り、其の奥に接して二重の槨壁を設け、大石を以て天井部を覆へるものなるべきを想像せしむ。而して上述の部分は此の石室の側壁の右側の一部と、槨壁の半ばの遺存せるものなるべし。其の大きさはこれ亦明瞭を缺くも長十一尺に上り、幅六尺を超ゆ。構造の大體本報告第一冊に載せたる葦北郡千小田のそれと近似せるが如く考へらる。石室内部の構造に就いて、こゝに注意すべきは現存槨壁間の下部に於いて、石材の下端より約三

寸二分に初まり、數寸の間小礫層の認めらるゝ事なり。蓋し此の區劃内に遺骸を埋葬せしを示すものにて、これに對する特別の設備と見るべし。

次に裝飾の施されたる部分は、多くの例に見るが如く、此の石室中所謂槲壁の部分にして、奥に接して存せりと思はるゝ大なる石材は、其の内側横に幅七寸五分の淺き掘込み部あり。之が上部に接して三重の同心圓を薄肉刻せるもの、今二個の圓を存せり。而して其の刻法は千金甲第一號墳に於ける圓に殆んど等しく、クリ形を有する式に屬せり。此の圓に於いては特殊の彩色を認めず、前の槲壁面と共に朱を塗抹せるを見るのみ。

【註】(一)大正五年冬濱田教授に從ひて熊本縣下の裝飾古墳の調査に從事しつゝありし際、角田政治君は熊本第一師範學校生徒某君の報告に基き、之を調査して其の存在を吾人に

報ぜられたり。後翌六年三月古賀徳義君と共に之を實査する機會を得たるものなり。

(二)本學考古學研究報告、第一冊、第三十八頁以下参照。

第五章 肥後國下益城郡今城の大塚

(圖版第十二、十三)

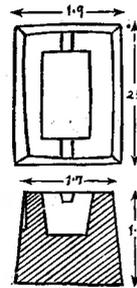
第一節 古墳及石室の構造

下益城郡瀧川村大字今城の南方、御船川を距て、臺地上に一基の古墳あり、古く座敷塚と呼び又俗に「大塚ドン」とも稱して彩色ある石室を有するを以て世に知られたり。⁽ⁱ⁾されば大正五年冬濱田教授に従つて肥後地方の裝飾古墳の探究に従事するや、此の古墳に就いても調査を重ねて精密なる報告をなさむことを期したりしが、當時角田政治君の言により、今全く彩色を認むること能はず、調査の要なきを以てせられたるのみならず、當時旅程を急ぎて遂に實地に就いて驗する所なかりき。然るに其の後東京帝室博物館の和田千吉君は、其の大正二年夏親しく模寫せりと云ふ本古墳石室内の彩色圖を示して、今猶ほ裝飾の認めらるゝを以てし、調査を慫慂せらるゝあり、乃ち大正七年一月實行する事を得て畧ぼ其の現状を明にするを得たり。

さて古墳の在る所は御船川の西岸に沿ひ、白旗山より北に延びたる臺地の中央、東崖に近く位して、高さ海拔約四十米突あり。周圍全く畑と變せる中に立ちて遠くより之を望むべく、大塚の名を負へる所以を知るべし。封土の現状圖版第十三に示す如く、南北に長き橢圓形を呈し、此の部の長さ百尺に近く、東西は最も廣き部分にて六十尺に過ぎず。而して高さは基底より十七尺内外あり。今全山芝草にて覆はれ、葺石埴輪圓筒共に認むべからず。石室は此の封土の稍北に

偏せる西側に開口す。羨道の前半破損せるが如きも、他の部分は略ぼ存して形式の詳細を知るべし。所謂横穴式の系統に屬するものにして、室の底面は畧ぼ塚の基底面と一致し、室の築造成りて後封土を加へたるものなるを示せり。先づ現存長さ十尺内外の羨道を入れれば、左右より不規則に突出せる石材あり、之を覆ふに幅六尺の大石を以てし、主室との境界をなす。室は不整なる長方形にて羨道に沿へる軸長く、大さ堅十三尺、横幅奥壁にて七尺五寸あり。周壁は下部約

第九圖 大塚古墳石函圖



五尺の部分は凝灰岩の切石を並列して腰石となし、奥の一面には此の上部に堅三尺五寸の棚を設く。正面より見る時は恰も造り附けの柵屏を思ひ浮ばしむるものなり。壁面の腰石より上は、横口一尺内外の凝灰岩の割石を用ひて、漸次内側に挺出する如く推積して稍四注に近き形

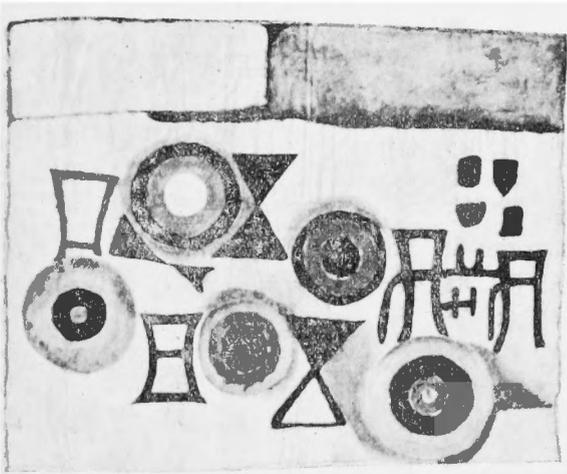
を作り、大なる天井石を以て之を覆へり。室の總高さ礫石を敷ける底面より約十二尺あり。其の構造、畿内地方の石室と趣を異にして、九州各地に散在せる石室と軌を同じうす。殊に裝飾古墳として有名なる鹿本郡熊入の辨慶穴と酷似せるは、地方的特色を示せるものと云ふべし。

石室の構造の序を以て茲に記すべきは、今羨道入口の南側に置かれある一個の石の函なり。此の函は形状第九圖の如く、凝灰岩の切石を以て作れるものにして、内側に深さ七寸五分の掘込みあり、側面には朱を塗抹せる痕を認むべし。傳へて元室内石棚の下部に置かれありしと云ふ。石室開口後恐らく内に佛像を安置する際附屬品として造られ、従つて石室内今像なきも、之より此の室又他の多くの例と同じかりしにあらすやと云ふものあれど、其の石面に附着せる朱は、後述する壁面裝飾のそれと何等の相違を見ざるのみならず、前年伯耆國西伯郡庄内村東

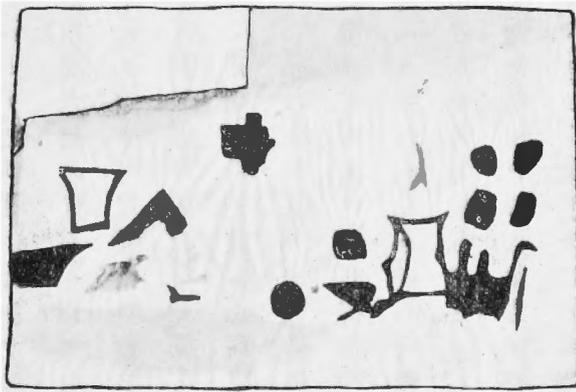
高田にて發見せる一古墳には石室内石棺に接して是と形式の似たる石函を置きたりし事實あり。遽に其の性質を疑ふ能はざるを思ふ。

第二節 石室内の裝飾

本古墳に於ける裝飾は、上述の構造中主として石棚下の奥壁面に施されたるものにして、顔



第十圖 大塚古墳裝飾圖 (和千田吉君に據る)



第十圖 同上

料を以て畫かれたるものにして、顔彩色文様より成る。之に就いては早く肥後國誌に

「東ノ方大石ナ壁ニシテ朱ニテ塗り蛇ノ目ノ紋三ツ付タリ」

とあり。上述の如く和田千吉君また其の調査に當りて綠朱、黄等の明瞭なる彩色の存在を認め之を模寫せられたり。(第十圖參照、然るに吾人の

調査する所に依れば文様模糊にして、其の果して如何なる圖様よりなりしか明瞭を缺き、且つ色彩の如きも所謂朱色以外全く認むべからず。古賀徳義君と苦心の末、模し得たる所僅に第十

一圖の如きものに過ぎず。其の中圖形として見る可きは、僅に石人形、楯かと、思はるゝものと、三角形、山形、方形、圓等の分子を數へ得たるのみ、而も此の間猶一隅に上部に數條の角狀突起ある一種の文様の存在せるは、筑後國三井郡吉田村奈良山古墳石室其他の彩色文中に認めらるゝ所に一致して、よし其如何なる意味を現はせるや不明なりとするも、亦た注目を要す。裝飾として猶記すべきは室の兩側壁の腰石に加へし圓形の浮彫なり。これは兩側とも奥壁より約三尺五寸内外の處にありて、徑二寸五分餘の圓形を石面上周圍を削りて浮彫的に表はせり。但し其何の意なるやは未だ明にするを得ず。

要するに本古墳は發掘後年久しくして、今や遺物に就いて何等傳ふるなく、其の裝飾また失せて、現時に於いては特記するに足るべき部分を遺さざるも、其の全然彫刻的分子を交へず、色彩のみより成れる點は、熊本縣に於ける裝飾古墳中、第一章記する飽託郡釜尾村の古墳及び鹿本郡熊入辨慶穴と共に一派をなすものにして、寧ろ筑後のそれと系統を同じくせるものあり。而して此の種古墳にて現在知られたる最南に位置するは、又一顧の値なしとせず。

【註】(1)此の塚は新撰事蹟通考卷之九(肥後文獻叢書第三所收)に

始めて其の名見え、肥後國誌に至りて其の構造及び彩色

あるを記せり。

(2)東高田の古墳は丘陵を利用して營める圓塚にして、南面

せる横穴式石室あり。室内石棺二個を埋藏せしもの、如

く、今一個完存して、棺の前に接して石函を置く。太田

勝友氏の談に依れば發掘當初より此の位置にありしと云

ふ(大正六年八月實査せる所に依る)

(3)上述大正二年八月の調査を指す。

(4)奈良山古墳の石室壁に文様の存在せることは早くより學

界に知られたるも、其の詳細に傳へらるゝに至れるは大

正四年の交故水野眞澄氏の調査に依るものと云ふて可な

り。氏は高橋健自氏の依頼を受けて其の模寫に従ひ、之

を學界に報せるものにして、吾人亦此の圖を得て其の存

在を知り、大正五年冬實地に臨み調査して性質を明にす

るを得たり。本學には其後池上君に囑して成れる模寫

圖あり。本報告次冊に於いて紹介する所あるべし。

第六章 肥後國下益城郡松橋の古墳

(圖版第十四、第十五)

第一節 古墳 及 石室

松橋町の東北數町、宇賀岳と稱する小丘あり、一に岡岳とも呼ばれ標高約八十米突、松樹疎々として其上に茂り、雜木その間に點綴す。西すれば遠く天草諸島を雲煙の間に眺め、近く宇土半島、島原、八代の弓灣を前にし、北の方熊本平野をへだて、金峰山の峻嶺と緑川の清流とを脊にしたる風光の地に位す。其の頂上に古墳ありて古來岩屋と稱し、畧ぼ南面して其の石室を露出せり。天井石も亦既に墜落し、封土の形狀は今ま全く之を想像するに難きも、恐らくは圓形を爲せしものならんか。⁽¹⁾

石室を構成せる石材は石英粗面岩にして、現今東西及び北方の三壁と二個の天井石を殘存し、其形は稍々矩形を呈す。即ち西壁は幅一尺一寸、長さ八尺、北壁に近き部分畧ぼ三尺は、其の内側に幅四寸五分深さ約一寸の段を造れり。東壁は幅一尺長さ八尺一寸あり。其の北壁に接する約二尺五寸は西壁と同じく内側に沿ふて幅四寸、深さ約五分の階段を造れり。

奥壁は上下二枚の石より成り、下石は幅六尺五寸、高さ四尺にして一尺の厚さを有す。上石は幅六尺五寸、高さ六寸、厚さ二尺五寸ありて、内側に接する部分に約三寸幅の段を設く。外面は自

然の儘にして内面は人工を加へたるを認め、墜落せる二枚の天井石は各多少の破壊の痕あり。北部のものは長さ六尺七寸、幅三尺四寸にして屋根形を爲し、内側は左右兩端約四寸を措きて四角形に抉ること二寸なり。其の南方に存するものは長さ七尺一寸、幅六尺七寸にして同じく屋狀を呈し、内面を抉ること亦同くして高さ二尺二寸餘あり。扱て前記奥壁及び左右兩壁の奥壁に接する部分に、約四寸幅の階段狀あるは、即ち此の北天井石を載すべき、階段なるを想像するを得べし。之によりて今此の石室の原狀を推測するに、かの北天井石は北部を被ひて平入の屋蓋を示し、南天井石は南部にかゝりて、妻入の屋蓋を現はし、一石室上に二個の相異なる屋蓋の存せるは、或は兩種の家屋の連接せるを現せるの意ならんか。兎に角注意に値するの構造と云ふべし。

本石室の構造は前壁を缺くを以て其全形を確むること能はざるも、矩形を呈せる石室にして、其の前壁には方形の牖戸を有せしものに非ざるか。即ち本石室の前方約四尺の地點に遺存せる方二尺計りの一石は、未だ其の脊面を實見するの機なきも、其の表面の平坦なる等より考へ、前壁に穿たれたる方約二尺の戸口を閉塞するに用ゐたる蓋石なりと想像する、必しも不穩當と謂ふ可らず。

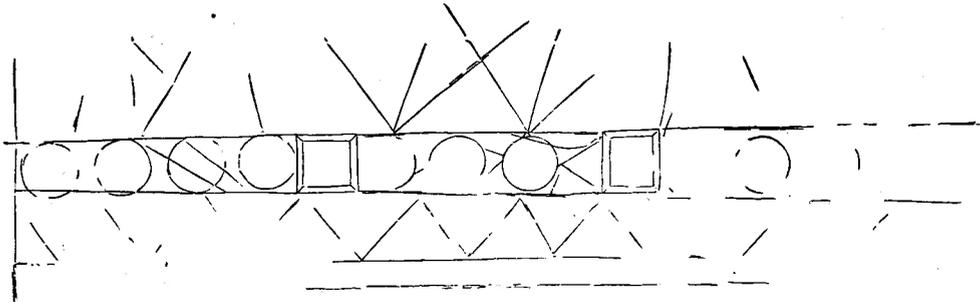
兎に角本石室は石室と石棺との中間に位する、一種の石棺的石室なること、出雲國八束郡團原の古墳のその如く、その前壁に牖戸を穿つこと亦たこれと相似たるものなりしならむ。尙ほ此種の石棺的石室及び戸口を石棺或は石室の側に有するものは、九州を始め山陰、畿内の諸地方にも其の例少なからず。⁽²⁾

第二節 石室の裝飾模様

本石室に施されたる裝飾模様は圓形と直線を交互して作れる三角形を以てせるものにして、奥壁及び左右兩壁に之を殘存せり。圓形及び三角形の圖形は、これを線刻して其上に彩色を施せしこと明かなれども、今や雨露の爲に殆んど消滅して、僅に奥壁の一小部分のみ稍々明瞭に認むるを得るのみ。

奥壁の其の中央部には、二個の小突起の造り出しあり。方四寸角の出一寸弱のものにして、本冊第三章に記せる花園村古墳の石棺のこれに類似し、上益城郡六嘉村井寺、久留米市日輪寺等の石室内櫛上(註)或は附近に存在する突起と同じく、其の上に棚狀の構造を有せしものか。

紋様は即ち其の小突起を中心として作られ、先づ二本の平行線の間、に直徑約三寸五分の正圓を、平均一寸餘の間隔を措きて並列し、これより四寸五分の下部に、約二寸幅を有する二本の平行線を現し、其の四寸五分の空所に三角形を鋸齒狀に線刻せり。正圓を刻せる帶狀の上部は更に不規則なる三角形狀を刻すること第十二圖の如し。東西兩壁にも同一手法の彫刻ありしことは、僅に拓影によりて其存在を窺知し得るのみにて之を詳にすることを得ず。賦彩は模様存する部分は朱色を



(る據に本拓) 圖樣紋刻彫墳古町橋松 圖二十第

以て塗り、その以外はこれを認むること能はず。

要之、本古墳の石棺に施されたる裝飾は頗る單簡のものにして、其の三角形及び圓形等を要素とする⁽⁴⁾こと、かの肥後國石貫村横穴、玉名村古墳等に於けるものと其の性質を一にすと謂ふ可し。

【註】(1)本古墳内の模様の存在は大正五年十二月、本大學の一行不知火村古墳調査の際、平野乍君始めて之を實見し、その報道に係るものなり。

(2)九州に於ける石室或は石棺に窓口を有せるものは、肥後國玉名郡江田村古墳(熊本縣史蹟調査報告第一冊 筑後國三井郡廣川村一條石神山古墳等最も著し。山陰地方に於いては出雲國八束郡大庭村大字山代、同大字團原、同岩屋字有、出雲國簸川郡今市町大念寺古墳、同鹽治村築山及び地藏山の二古墳、伯耆國西伯郡宇田川村大字福岡の

古墳等に其の例を見る。(考古學雜誌第九卷第三第五號)畿内地方にては河内に存し、主なるものに南河内郡古市町大字輕墓、同西浦村大字藏之内、同山田村傳山田麿墓、同中野村、北河内郡打上村石寶殿等の諸古墳を數ふべし。(考古學雜誌第四卷第四號等)

(3)本學考古學研究報告第一冊、第二章第一節(八頁)、同第四章(二十九頁)參照。

(4)同上、第五章第一節及び第二節(五十八頁以下)參照。

第七章 肥後國宇土郡緑川村の古墳

(圖版第十四、第十五)

第一節 古墳及石室

本古墳は宇土半島の頸部、緑川村大字惠塚字飯塚の内、假又の地にあり前は金瀧山及び遙に木原山の翠黛を眺め、後は直に向山の國有林に接し、陽白山を負へる連亘せる丘陵地の中腹約百米突の高地に位す。かの轟村貝塚は此地の南、數町に瞰下し得可く、東約二十町にして宇土町に達す可し。

本古墳は古く發掘の厄に逢ひ、現今たゞ雜林中に石室を露出するのみにして、附近は開墾せられて果樹園となり、封土の原狀全く窺知するに由なきも、附近の地形により之を察するに圓形古墳なりしならむ。此の石室に繪畫的彫刻の存在せることは、角田政治君の調査によりて明らかにてせられ、吾人亦た同君の東道を煩して之を探查することを得たり。

石室は畧ば南面し、全く封土を失へるを以て、一見たゞ巨石の累々たるを觀るのみ。土俗これを鬼の窟と稱す。其の石材は角閃安山岩の自然塊を用ゐ、殆ど何等の人工を加へず、たゞ内壁に於て比較的平滑なる石面を現はせり。蓋石は現今二石を殘存し、其の南北兩壁に接する部分は取り去られあるを以て、自由に入出するを得。石室は其の平面、長方形をなして、長さ十三尺餘、南壁の幅五尺強、北壁六尺餘にして、石室の底面敷石の殘礫より蓋石の内面に至るまでの高さ五

尺五寸あり。石室の内部には今や僅に残礫の存するのみなるも、今より約八年前土地所有者村上喜十郎氏が開墾の際、祝部土器の破片の散亂せるを認めたることあり。其の他の遺物に就きては、其の發見の有無を知らず。

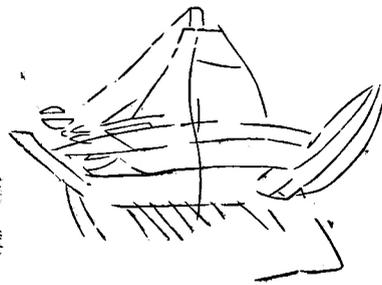
此の石室が斯く露出したる年代に就きて古老之を傳ふるなきも、石室の北西約二十間の地點に、石室の石材と同一岩石を以てせる一墓碑あり。高さ四尺五寸、幅三尺にて其の表面に陰刻して左の文字あり

甚□壽幸□是尼

中月清圓居士

實清眞祥是尼

永祿七甲子九月 日

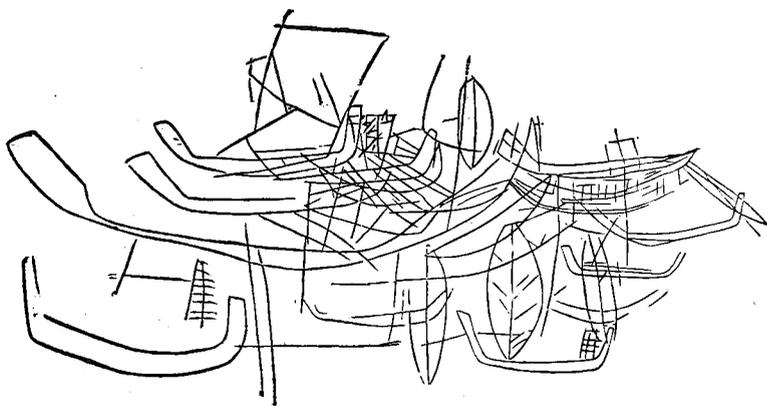


第三十圖 綠川村古墳彫刻形圖

(西壁) とあり而かも同質岩石の此の附近に産するを見ず、石室の材料を取り來りて使用せしものと考ふ可きを以て、本石室の發掘は少くとも永祿七年西紀一五六四以前に溯るべきものたることは之を知るに難からず。

第二節 彫刻

本石室内の東西兩壁には一種の自在畫的彫刻あり。即ち東壁の一石には約十個の大小船型と、或は木葉状のもの、其他雜然たる直線を刻し、恰も船戰をなせるかと思はしむる複雑なる圖をなす。西壁の一石には一隻の船型あり、帆を擧げたるもの、如し第十三、第十四圖參照。



（拓本に據る） 綠川村古墳彫刻圖形 第四十圖

從來九州に於ける裝飾ある古墳中に、此種自由なる繪畫的線刻を石室内に施されたるものを見ず。たゞ肥後國八代郡野津村古墳發見の埴輪に人物動物等を刻したるもの、稍々之に近きも、船舶の形を現はされたるを見ず。⁽¹⁾西壁の船は其の形近世的にして、疑ふ可しとなすも、東壁のものはかの河内國高井田村横穴⁽²⁾に於いて發見せられたる線刻中の船に酷似し⁽³⁾第十圖參照舳艫挺出したるゴンドラのものにして、本古墳の刻畫と其の趣を一にするのみならず、千金甲第三號古墳石室障壁上のU字形の船とも相似たり。⁽⁴⁾又た木葉型のものは高井田横穴のその示されたる楫の圖とも關係あるものゝ如し。以上の外、越前國坂井郡大石村發見の銅鐸上に現はれたる船形の上には、本古墳西壁の船に於けるが如く、並行斜線を刻し權を現はせるに似たり。⁽⁴⁾尙ほ古代船舶の研究に關しては、別に其の人あり、今ま之を評述するを避く。

（東壁）
なりや否やに就きて、未だ充分なる確信を有すること能はざれど、以上述べたるが如く、確實なる遺品と比較して、手法相類似する所あるのみならず、安山岩の如き堅緻なる石面には、妄りに戲刻し易からざるを思ふ時は、遽に之を捨つること能はざるものあるを覺ゆ。

【註】(1)考古學雜誌、第二卷第六號口繪及説明参照。

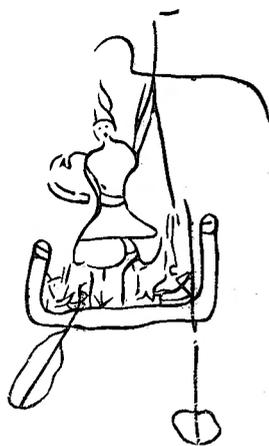
(2)河内國中河内郡堅下村高井田横穴の刻畫に關しては、大阪毎日新聞大正七年三月十日「最古の文字と繪畫」及び高橋健自氏「河内國高井田なる藤田家墓地構内の横穴」(考古學雜誌第九卷第二號、五號及九號)等参照。

(3)本學考古學研究報告第一冊(圖版第十)

(4)大野雲外氏「銅鐸と埴輪土偶との關係」(人類學雜誌第二十八卷第二號)。

西村眞次氏「銅鐸及祝部に見えたる舟」(Boats engraved on Doi'u & Iwabe, by Shinji Nishimura)人類學雜誌第三十二卷第五號等参照。

第十五圖 河内高井田横穴彫刻舟圖



第八章 肥後國八代郡吉野村の古墳

(圖版第十六、十七、十八)

第一節 古墳の外貌と石棺

吉野村は八代郡の北端に位して鹿兒島街道に沿ひ、其の東方の丘陵地方を占む。其の大字吉野には貝塚あり、古墳の如きも到る處に散在するを見る。就中大野の大石室は著しき一例にして、本章述べんとする大字高塚にゐる裝飾石棺の如き、亦其の最も注目すべきものゝ一なり。

此の古墳は其の存在既に早く明治三十二年七月午橋生氏に依つて學界に紹介せられしも、⁽¹⁾而も其の後久しく地方人士の注意を惹かず、世に忘れられたるが、昨七年一月余は同學の島田君及び文學士古賀徳義君と共に之を探りて調査するを得たり。

古墳は上述の如く、大字高塚の域内、小門部落の西に接せる小字吉本と呼べる高臺の端にあり。長徑約百二十尺、短徑九十尺に近き橢圓形の基臺の一隅に偏して、圓形の封土を營めるものに係り、現存徑二十尺を超ゆ。但し高さは著しく崩壞して、基臺を加ふるも猶八尺に満たず。圖版第十八參照葺石、埴輪圓筒等の有無に就いては、樹木の爲遮ぎられて、之が調査を全くすること能はざりしを以て、確言する能はざるも、恐らく兩者共に之を缺けるが如し。

内部構造の主體をなせる部分は、此の封土の南東隅に存する一個の石棺にして、之を覆ふに石室なく、直接に封土に埋藏せるものに屬し、今東壁破壞して内部の調査をなすを得べし。即ち

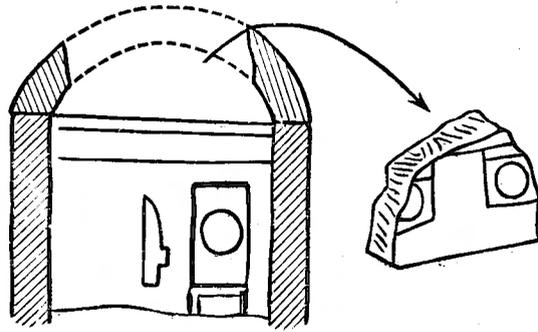
圖版第十八に示す如く、主軸を東西の方向に置く所謂家型組合せ式石棺にして、石材はすべて凝灰岩を用ひ、底石上先づ左右壁を立て、内側兩端に溝を穿てる前後壁を以て之を保たしめ、覆ふに天井石を以てせるもの、而して棺の大きさは内法長さ六尺四寸にして遺骸を埋葬するに相當せり。次に棺の構造の細部に就いて見るに、蓋の外形は今猶大部分土に覆はるゝを以て明瞭を缺くも、一端の破壊せる部分に就いて驗するに、周圍に突出せる縁を有する家型と推定せられ、大體に於いて宇土郡不知火村の石棺(2)に似たるが如し。兩側壁に就いては記すべきなきも、たゞ其の兩端前後壁と接する部分は巧みに加工して、壁面の密着を期せる所注意に値す。底石は今内部に土砂流入して、其の存在すら明ならざるも、勿論これあるべく、其の構造の詳細に至りては他日の精査を待たざるべからず。

本古墳の發見の顛末及び出土の遺物に就いては、余等の調査の際には、塚の傍にありて恐らく發掘當時之に立會ひしを豫想せしむる田村立作氏は、家と共に他に轉じて尋ぬべきものなく、遂に何等知る能はざりしが、午橋生氏の記述(3)に依つて、其の發掘は氏の調査せる三十二年より數年前にして、村民某石棺を破壊せしものなりと、而して氏の調査の際朱に染みたる骨片散在して、内に脛骨の完全なるもの猶存し、鐵環一個ありしと云ふ事實を知り得たるを幸とせんのみ。

第二節 石棺の裝飾

さて本古墳に於ける裝飾は其の石棺内面、即ち蓋の裏及び前後壁に表はされたるものにし

て、此の點に於いて不知火村の石棺の表面にあると全く異なれり。先づ蓋裏にありては中央にて二分されたる兩側に傾斜に適應したる二個宛四行の長方形の淺き沈刻を現し、前後の部分には一段の沈彫の内に圓形を薄浮彫とせり、其の形狀より推して屋根裏の梁を表はせるものなるべきは想像に難からず。



（る據に生橋午）圖棺石墳古村野吉 圖六十第

前後壁の裝飾の内、西壁は横に長さ二尺二寸、幅六寸に近き一區を劃して、内に三個の圓形を當分に配置して、他の部分を沈刻とせり。兩端にある圓には、上部より二條の線を表して恰も之を懸くるが如き状態を示せり。東壁は今破壊して全形を見るべからざるも、亦之と似たる圖様より成れるが如く、長方形沈彫區劃の内に素圓と一種の方形の部分を表はせるものを主とし、別に區劃外に刀子一を線刻す。此の石材沈刻區劃の一端にこれを並行せる小凹入溝ありて、一見側壁に接する部分なるべきを推測せしめ、從て兩壁對照的の彫刻なりしを考ふるも、午橋君の未だ此の部分の完全せりと思はるゝ際の見取圖第十六圖に、上述小凹入溝の上部にある如く表はせるよりせば、⁽⁵⁾未だ何れか是なるを俄に定め難し。猶是等石面には全體に亘りて朱を塗沫せるを認む。

要之、本古墳は其の棺内裝飾の加へられたる場所に於いて特殊なるのみならず、其の裝飾は蓋裏のもの、家屋の棟梁を模したるべく考へらるゝものより成り、壁面の文様また或は戸口の裝飾にあらざるかを推測せしめて頗る興味を惹く。是れは獨り裝飾古墳として感興深きのみ

ならず、上代家屋の構造を徹する上に於いて、又其の石棺との構造の關係を尋ぬる上に貴重なる資料を與ふるものと云ふべきなり。

【註】(1) 午橋生君の之に關する報告は考古學會雜誌第二卷第十二號(明治三十二年七月發行)に載する「肥後雜見(二)」に見え、頗る忠實に其の遺跡を紹介せり。今日尋ねべからざるものにして、之に依り知り得る點少なからず。

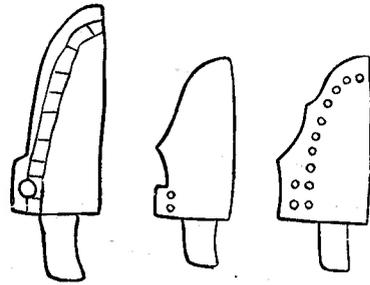
(2) 本學考古學研究報告第一冊、第三節、宇土郡不知火村の古墳の條(二十四頁以下)及び圖版第十三參照。

(3) 上掲肥後雜見(二)考古學會雜誌第二卷第四百十頁參照。

(4) 此の裝飾と類似の文様あるは本冊第二章記せる天草郡維和村の古墳なり。刀子に浮彫と線刻の別あるも、兩者共に棺の側面に表はせるは其の意味を考ふる上に興味を惹く。

(5) 上掲肥後雜見(二)考古學會雜誌第二卷第四百十一頁所載の圖參照。

第十七圖 山城久津川車塚發見刀子



第九章 肥後國八代郡龍峯村の古墳

(圖版第十七、二十、二十五)

第一節 古墳の位置及外貌

八代灣の東に沿ひ平野の東界をなせる山脈の麓に龍峯村あり。大字岡谷川は該村の畧ぼ中央に當りて緩かなる傾斜面に點在す。村内各所に古墳多く、石室の露出せるもの又少なからず。今こゝに述べんとする裝飾古墳は、小字門前に存する一にして、三十餘年前發掘せられて三面の漢式鏡⁽¹⁾を出せる塚の北に隣れり。此の古墳從來世人の注意に上らざりしが、去る大正六年三月の交、同地の野崎常喜氏附近を開墾せしんとして偶然石室に掘り當て、彫刻ある石材を得たることに依り、初めて存在を認められ、下林繁夫君の報道に依つて此の種古墳の分布上に一新地點を加へたり。

塚の外形は多くの年處を経て、封土著しく崩れたるが上に、今や半ば以上開墾したるを以て其の原形を明確にする能はざるも、地勢塚の北西は基臺直ちに傾斜せるに對し、東南は臺地連なり、本來丘陵端に築ける圓塚なりし事推測するに難からず。現狀隆起部の長徑約五十尺、高さ六尺あり。塚の外部的設備なる埴輪圓筒、葺石等に就いては何等尋ぬべきものなし。此の封土の中央に凹處あり。是れ即ち開墾に際し發掘せる所にして、石室の存せる部分に當り、累々として砂岩質の扁平なる石材を見るべく、穴の西端と東隅には今猶之を積み重ねたる部分を認めら

れ、漸次上部の挺出せるは其の石室の側壁なるを容易に知り得可し。されど破壊の程度甚だしくして、其の構造形状の詳細の如き殆んど探るに由なし。裝飾を施せる石材又この内部より出土せるものにて、今移して封土の北腹にあり、發掘者に就いて其の存在状態を聽けるも、内部は當初より著しく擾亂され、石材は混在して、原位置全く不明なりしと云ふ。蓋し嘗て發掘の厄に遇へるものならん。

第二節 裝飾ある石材

さて此の裝飾ある石材は扁平なる凝灰岩の大石にして、長さ八尺、幅三尺五寸を超え、厚さ五寸あり。其の一面の左右兩側には幅二寸五分内外の縦の溝を設け、之に對して他の上下端の一方には兩者を連ぬる同じ細き凹處あり。圖版第二十參照組合せ石材の一なるを示せり。彫刻は全面朱を塗抹せる右區劃内の左右兩側溝に近き處に施されて、一は二個の三、重同心圓及び之を連ぬる一條の線より成り、他は二重の圓心圓一個なり。而して是等圓の刻法は何れも簡單なる線刻に非ずして一種のクリ形を有し、⁽²⁾一見浮彫的となれるは技術の進歩を示せり。

發見の遺物は状態右の如きを以て殆んど尋ねべきものなまも、たゞ開墾の際石堆中より出土せる土器破片一個を傳へたるあり。余等亦調査の際二三の赤焼土器を採集することを得たり。此の中前者は質薄灰色、素焼の淺き鉢の類にて、高さ二寸三分、口徑四寸六分あり、底に角狀の脚、恐らく三脚ならむを有し、一見後世のものゝ混入かとも考へらるゝが、而も亦手法に於て必ずしも然らざる所あり。後者は明に彌生式の系統に屬して、恐らく大なる壺の類の破片なるべ

し。
此の塚に就いて調査せる所大要以上の如し。従つてこれ亦別章杉上村の古墳のそれと共に原形の精細を知る能はざるを憾むも、類推するに恐らく葦北郡日奈久町千小田の石室に見る所に似て、其の裝飾ある石材は檳壁の最も奥に相當する部分なるべく、兩側の溝は左右檳障の挿入に便にし、他の端の一は蓋部を受けたるものならむか。果して然りとせば又其の裝飾古墳分布の系統を考ふる上に興味を興ふるものと云ふべし。

【註】(1)三面の鏡の内一は獸首鏡にて、他の二は内行花紋鏡なり。
諸陵寮に藏す。

(2)此の種決り方を有する圓形は、飽託郡千金甲高城山第一號古墳の石室に最も著しき例あり。(本學考古學研究報

告第一冊、第二章第二節及び補正の條參照)筑後國久留

米市日輪寺の古墳(同上第二章第四節參照)及び本冊別

章載する上益城郡杉上村の古墳にも是れを見る。

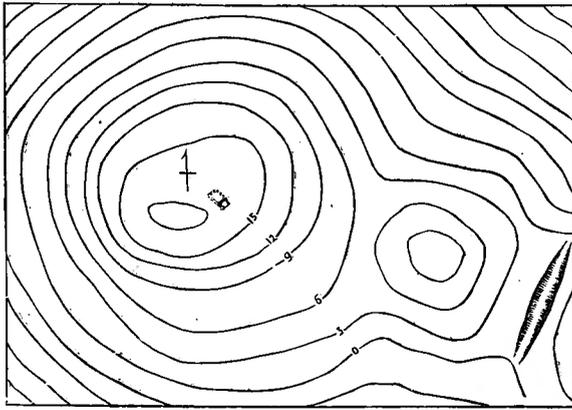
第十章 筑後國三井郡上津荒木村二軒茶屋の古墳

(圖版第二十一乃至第二十五)

第一節 古墳の外貌及石室

本古墳は久留米市より福島町に至る電車沿線、二軒茶屋停留場の東方村落の背後にあり。土俗之を茶白山又は茶坊主山と稱し、丘陵の一端最高處に特立して、遠く之を望見するを得可し。古墳の所在^在地は海拔約四十五米突あり、此の丘陵及附近にも大小の古墳少なからず、殊に東南道路を隔てたる一丘陵の高處には稍々大なる前方後圓の塚あり。又た東北數町遣水には前方後圓の塚二三あり、其の中には本古墳のそれと相似たる石棺の發見せられたるものあり。

本古墳の形狀は上圖に見るが如く、又た之を東北方より望見する時は、前方後圓の塚に似たりと雖、前方部は餘に小さく、後圓部の直に丘陵の急傾斜に接するより見るも、是は直徑約百三十尺高十八尺許の圓塚なりとするを穩當とせんか。塚の表面には葺石あり、又た埴輪の破片あるを以てその埴輪圓筒を樹てたるものを推知するに足る。



(測實) 圖面平地在所墳古山白茶屋茶軒二 圖八十第

石室は東北方に其の口を開き、中心を距ること遠く、又た石室の底面は前に推定せる古墳の全高の二分の一に達せず。石室の平面は畧ぼ直方形にして、長さ約八尺、幅四五尺あり。今は側壁の壓出せるにより、稍々不整形を呈せるも、當初は必しも然らざりしならむ。側壁は不規則なる小形の綠泥片岩の割石を積み、上部に至るに従つて持出し、後壁の隅角の如きは稍々圓味を帯びたるを見る。頂上には二箇の巨大なる平石を置きて天井とせるが、今は其の前壁の上部を穿開せるを以て、此の部分の構造を明にすること能はず。

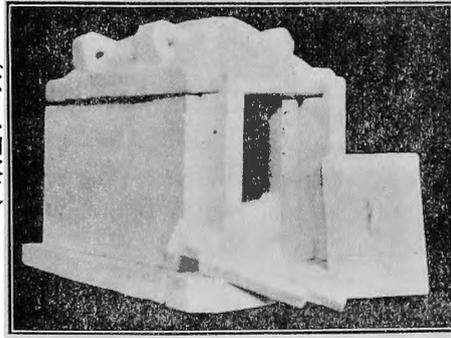
石室の前壁は特殊の構造を有す。即ち圖の如く石を以て戸口を作し、其の外部より一石を以て閉塞せり。戸口の上部には二箇の稍々大なる石材を載せ、其の上に小割石を以て壁面を積出したるものなるが如し。

第二節 石棺の構造

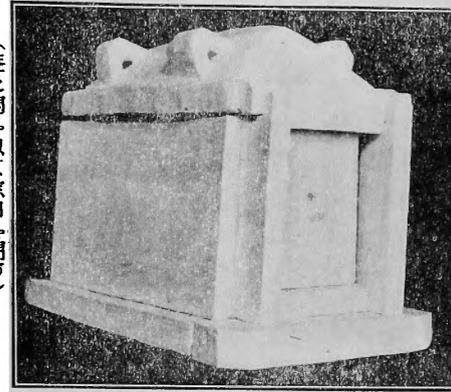
石室の内部に石棺あり。左右及後部は殆ど石室に接觸する位の大きさにして、四寸乃至八寸を隔つ僅に前部に空地を有するのみ。

石棺は凝灰岩を以て作り、蓋は一石より成る。蓋の外部は四注の屋根形をなし、底縁を有す。兩側に各二箇の突起あり孔を貫通せり。蓋の内面は深く抉りて、外面に一致せる整正なる四注形をなし、天井には縦に帶狀のものを刻出し、其の兩端は舌狀をなして前後兩斜面に挺出す。又た内面身に接する處に近く、一段の線形を周圍に作れるを見る。蓋の全長五尺六寸幅三尺六寸許。棺身は四壁及底部各別の石を以て組合せたり。底面に於いて長六尺二寸幅二尺七寸許、高さ

三尺五寸あり。底石は今ま埋没して見ること能はざるを以て、其の形狀等を詳にせず。四壁内面は平滑にして其の上に紋様を刻し朱塗せるが、こは次節別に述ぶる所あらむ。底部には遊離せる石枕あり、石棺と同質の石を以て作り、今二片に破壊せり中央に頭形の刳取りあり。此の枕の原位置は確ならざるも恐くは後壁に接して置かれたるものなる可し。



(窓口を開放す)



(蓋及門を以て窓口を閉づ)

第十圖 二軒茶屋古墳石室窓口想像復原

棺の前壁には大なる窓口を線取りたり。而かも之を外部より閉塞す可き蓋石を存す。是は其の大き窓口よりも遙に大にして、中央に捉手を附し之に孔を貫けり。前壁の左右に石柱あり、上部に線取りあり、西柱のみ宛存し、東柱は闕損せり之に門を入れて蓋を押ゆるの用をなす。門は同じく凝灰岩を以て作り、兩端を鈎狀に線る。一端今缺損す今ま模型によりて此の門を貫けるの狀を復原するに、恐らくは前壁の前に別に闕石を置きたるもの、

如し。(第十圖)

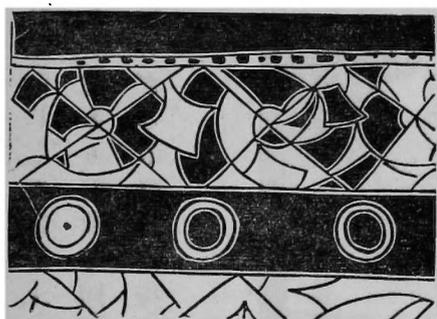
本古墳は今より五十年前彦山の紀念碑を立てんとし、其の石材を採取するの目的を以て發掘せられ、當時人骨及刀劍を發見せしが、後ち十年久留米藩士某再び之を發掘して曲玉金環等

を獲たりしも、病を得て中止せりと云ふ。然るに大正六年春地主内藤常太郎氏の承諾を得て、辻徳太君復た之を發掘し、甲冑の破片等を拾得し、始めて石棺の内部に模様を彫刻せるを明にしたり。此等發見遺物は其の實物の所在を詳にせず、之を實見するに及ばざるを以て、今ま記述することを得ず。⁽³⁾次に石棺内部の模様就きて記する所あらむ。

第三節 石棺の裝飾模様

本古墳の石棺の内部等には、彼の肥後井寺古墳の槨壁に見るものと同式の所謂直弧紋を刻す。即ち棺身の左右及後壁の殆ど全部を分つて三段となし、中帯は最も狭くして之には重圈紋を並列し、上帯は稍々廣く、其の上に對角線を作りて、之に直弧紋を收め、下帯は最も廣くして同じく、對角線上に直弧紋を置く。凡そ此等の紋様は、我が上代の遺物に特殊の紋様にして、鹿角製刀劔裝具に於いて見るが如く、其の起源を紐狀のものを編み合せたる形に發せるものなることは、吾人既に之を説けり。今に至つて其の所説を改むるの必要を見ざるのみならず、却つて益々其の妥當なるを認む。⁽⁴⁾

石棺の前壁の外面及内面と、門石の外部に向へる一側には、久留米市日輪寺古墳等に見るが如き、直弧紋と同系統にして簡單なる手法に出る一種の杳形紋を並行線中に收めたるものを以て裝飾せり。又た石棺内部の直弧紋上には、丹を以て其の各部を彩色せる



圖十二第 茶白山古墳石棺内部彩色部

(黒色は朱を示す)

こと、恰も井寺古墳のそれと相似たり。今ま其の最も判然たる後壁の賦彩を圖示して、一斑を知らしむ。^(第十圖)石枕及窓蓋石にも亦た朱塗の痕あるを認む。

要之、本古墳石棺の紋様は、全く肥後井寺古墳、備中加茂村古墳の鄰壁上のものと同性質にして又た肥後不知火村の石棺蓋上のものも其の軌を上にし、其の適用の場所を殊にするのみ。吾人は斯の如く完成せる直弧紋が九州に於いては肥後の外筑後の古墳にも分布し、更に中國に於いては備中の古墳にも之を認め、鹿角製品に於ける諸例は九州以外、畿内北陸東山諸道の古墳の遺物に發見するのみならず、朝鮮慶尙南道の古墳にも之を獲たるは、最も興味を覺ゆる所にして、此の殊的の紋様の分布は、我が古墳築成の民族と其の時代とを研究する上に、大なる資料を供するものなるを吾人信じて之を疑はず。

【註】(1) 矢野一貞著、「筑後將士軍談」卷四十七及卷五十。

(2) 第十九圖は實測圖を基礎として製作せる本學所藏の石膏模型(二十分一尺)により、其の上圖は窓蓋及門石を除きたる所を示し、下圖は窓蓋を塞ぎ、門石を入れたる所を現はせり共に想像を以て闕石を復原せり。

(3) 發掘の次第に關しては、辻徳太君の談に據る。吾人は大正六年八月黒岩萬次郎君より、本古墳の石棺に裝飾あるを報道せらる。

(4) 本報告第一冊、第六章第二節參照。余輩は *Hardin, Evolution in Art.* に記されたる例證と議論を本として、直弧紋の起源を説く所ありき。殊に鹿角製裝具の彫刻に於いて、上下に編み出したる粗物の形態を明示せるものあるを見る可し。

(5) 本報告書第一冊第九十一頁參照。

(6) 古墳發見鹿角製裝具上に直弧紋あるものは、本報告第一冊(第八十八、八十九頁)に擧げたる諸例の外、下總國

足利郡足利町助戸古墳(考古學雜誌第三卷第六號、高橋健自君報告) 讚岐國綾歌郡羽床村大字川向蛇塚古墳(喜田文學博士所藏) 和泉國泉北郡軸松村仁徳天皇御陵陪塚(高橋健自君談話に據る) 及び最近越前國足羽郡社村西谷山の古墳より發見せる、之を上田三平君の報道によりて知ることを得たり。又た朝鮮慶尙南道咸安の古墳より、全く同様のものを大正六年今西龍君發掘せられたり。

(7) 井寺及び不知火古墳に就きては、本報告第一冊、參照。備中加茂古墳に就きては、考古學雜誌第九卷第十一號、和田千吉君論文及び「文様集成」第四十五輯參照。

結 論

九州に於ける裝飾ある古墳の總括的結論は、之を今後肥後筑後兩國に於ける資料の記述を完了するの口に譲る可く、裝飾模様の意義に關しては、其の或者は已に第一冊に之を述べたるのみならず、本冊に於いても亦た、隨處に論及する所ありしを以て、今ま之を繰返すの要を見ざるなり。然れども今ま本冊記する所の諸遺跡を通觀して、吾人の感得せる二三の臆見を左に記述して以て結論に代へんと欲す。

肥後に於ける裝飾古墳は第一冊已に記せるが如く、其の裝飾模様は多く襍障の部分に適用せられ、線刻を主として、其の上に彩色を附加すること、井寺古墳の如きを普通となす。而かも裝飾の種類は幾何學的模様若しくは模様化せる物象を最も多しとし、間々寫生的圖象あるを見る。之に反して筑後諸古墳に於いては、彩色を以て紋様を行ひ、線刻を有するもの至つて罕なり。然るに本冊記する所の釜尾古墳は、全く線刻無く彩色裝飾を以てせる著例にして、此の點に於いては、筑後裝飾古墳の趣を發揮せるものなることは、已に之を述べたり。されど余輩の此等の現象を以て、直に之を構作せし民族、若しくは時代の異同に論及せんとするに非ず。

天草維和村古墳は其の構造と裝飾とに於いて、第一冊所載の阿村古墳のそれと近似するものあるは、其の地理的關係より考ふるも、此の兩者は時代と民族とを等しくせりとの推測を許すものあるを見る。又た此等天草諸島と肥後本土羣北八代諸郡の遺跡の間にも、互に親密なる關係あるを否定す可からざるが如し。而かも尙ほ其の古墳、石室、石棺等の構造必しも常に同一

ならず、或は石棺の大なるありて石室無く、或は石室ありて石棺を有せざる等、頗る其の制を殊にせるに係らず、裝飾紋様の近似を認むるは、吾人をして同一時代同一民族間にも、墳墓の様式構造全く劃一ならず、各種の變體を其間に許容せざる可からざるの愈々必要なるを感せしむ。要之、此等墳墓築成の時代を以て、單に古代野蠻の時代となし、其の文化が單純一樣のものなりと考ふるの不可にして、當代既に各地方に於ける歴史傳説文化要素の混和の差違よりして技術上にも、多少の異同あり、稍々複雑なる社會的生活をなせしことを豫想するの、益々穩當なるを思はしむるものあるなり。吾人固より一時代一民族を通じて、特殊通有の文化相あるを認むるに吝ならず。又た古代が近代に比して其の變化の多からざるを知ると雖も、同時に亦た古代即ち野蠻未開と速斷し、或は無意識的に斯の如き先入見より出發して、文化諸相の地方的にも差違あるを許容せず、直に之を以て民族或は時代の相違に歸するの態度の危險なるを思はずんばならず。九州に於ける裝飾ある古墳の調査は、先づ吾人に教ふるに此の單簡なる理論を以てするものあるが如く、更に此の研究を完成するの日を俟ちて、復た斯の如き推斷の誤れるや否やを自ら試験せんと欲す。⁽¹⁾

註(1) 巨石建造物殊にドルメン或は石室墳墓と、其の太陽崇拜との關係あるは、裝飾的要素の之を推測せしむるものあることは、余輩の屢々之を述べたる所なり。此の兩者の關係は單に本邦に於てのみならず、世界各地に於いて之を認む可く、ブロックウエル教授 (Brockwell) は此の文化の一現象を總稱して「ヘリガリシック文化」(Heliolithic culture) と呼べり。此の文化の世界的分布と其の理由等に就いては、エリカット、スミス博士 (G. Elliot Smith)

之を木乃伊を中心として、上代文化の移動 (The Migration of Early Culture, Manchester, 1915) に論ずる所あり。本邦と人種的關係の親縁あるインドネシア地方の巨石建造物に就いては、ヘリー氏 (W. J. Perry) を「インドネシアの巨石文化」(The Megalithic Culture of Indonesia, Manchester, 1918) に之を述べたり。此の興味ある問題に關しては、余輩九州に於ける裝飾古墳の記述を終へたる後、本報告後冊に於いて、論及する所あらむとす。